

目 次

第4回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月11日）	5
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月12日）	13
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月14日）	17
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月15日）	27
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月16日）	31
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月17日）	35
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月18日）	39
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月19日）	43
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月22日）	47
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月23日）	51
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月24日）	55
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月25日）	59
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月26日）	63
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月28日）	69

第4回大宜味村議会定例会会議録（3月29日）	85
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月30日）	91
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月31日）	113
第4回大宜味村議会定例会会議録（4月4日）	125
第4回大宜味村議会定例会会議録（4月5日）	147
第4回大宜味村議会定例会会議録（4月6日）	151
第4回大宜味村議会定例会会議録（4月7日）	157
第4回大宜味村議会定例会会議録（4月8日）	163

第4回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和58年3月11日

会期29日間

閉会 昭和58年4月8日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月11日	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第13号～議案第24号 提案説明 村長所信表明
3月12日	土	本会議	午前10時	議案第13号～議案第17号 (検討)
3月13日	日	休 会		
3月14日	月	本会議	午前10時	議案第13号～議案第17号 質疑、討論、採決
3月15日	火	本会議	午前10時	議案第18号～議案第20号 (検討)
3月16日	水	本会議	午前10時	議案第20号 (検討)
3月17日	木	本会議	午前10時	議案第20号 (検討) 現地調査
3月18日	金	本会議	午前10時	議案第20号 (検討)
3月19日	土	本会議	午前10時	議案第21号～議案第23号 (検討)
3月20日	日	休 会		
3月21日	月	休 会		

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月22日	火	本会議	午前10時	議案第18号～議案第24号（検討） 議案第21号訂正の件
3月23日	水	本会議	午前10時	議案第18号～議案第24号（検討）
3月24日	木	本会議	午前10時	議案第18号～議案第24号（検討） 議案第25号 提案説明、質疑、討論、採決
3月25日	金	本会議	午前10時	議案第18号～議案第24号（検討） 議案第20号訂正の件
3月26日	土	本会議	午前10時	議案第18号～議案第24号（検討） 議案第26号～議案第32号 提案理由、検討
3月27日	日	休 会		
3月28日	月	本会議	午前10時	議案第26号～議案第32号（検討） 議案第28号及び議案第32号の訂正の件 質疑、討論、採決
3月29日	火	本会議	午前10時	議案第18号～議案第19号（検討） 議案第26号～議案第32号 質疑、討論、採決
3月30日	水	本会議	午前10時	議案第20号（検討）
3月31日	木	本会議	午前10時	議案第20号～議案第24号 議案第33号 質疑、討論、採決
4月1日	金	休 会		
4月2日	土	休 会		
4月3日	日	休 会		

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
4月4日	月	本会議	午前10時	一般質問
4月5日	火	本会議	午前10時	昭和57年陳情第5号～陳情第6号（検討） 陳情第1号（検討） 会期の延長について
4月6日	水	本会議	午前10時	陳情第2号～陳情第6号 陳情第8号～陳情第9号 陳情第13号～陳情第20号 決議案第1号～決議案第3号 質疑、討論、採決
4月7日	木	本会議	午前10時	請願第1号、意見案第1号、 決議案第4号 質疑、討論、採決
4月8日	金	本会議	午前10時	議案第24号、議案第29号～議案第31号（検討） 昭和57年陳情第5号～昭和57年陳情第8号（検討） 陳情第1号、陳情第7号（検討） 陳情第10号～陳情第11号（検討） 議案第34号 決議案第5号 意見案第2号 質疑、討論、採決 閉会中の継続調査の申し出について 閉 会

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和58年3月11日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和58年3月11日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月11日 午後3時41分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	平良 晋 君
助役	仲村 順三 君	建設課長	古我知 清 君
収入役	金城 清 君	教育長	宮城 松一 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
厚生課長	照屋 林克 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
税務課長	稲福 吉昭 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第13号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について

日程第4 議案第14号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第15号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6 議案第16号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第7 議案第17号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第8 議案第18号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第19号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 昭和58年度村長所信表明

日程第11 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算

日程第12 議案第21号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第22号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第14 議案第23号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算

日程第15 議案第24号 指定金融機関の指定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、6番 平良俊政君、7番 宮里盛順君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から4月5日までの26日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は26日間と決定いたしました。

日程第3 議案第13号から日程第15 議案第24号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第13号について、工事の設計変更による増額分の契約変更をするためでございます。

既契約金額35,000千円、追加金額120千円、合計変更契約金額35,120千円です。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律、同法施行令の一部改正に伴い本村条例も同様に改正する必要があるこの案を提出する。

なお、内容につきましては後程担当課長から説明をいたさせます。

議案第15号 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,643,441千円とする。

内容につきましては担当課長等から説明いたさせます。

（朗読して説明に代える。）

議案第16号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,471千円を追加し、総額157,274千

円と定める。

なお、内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

(朗読して説明に代える。)

議案第17号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ418,064千円とする。

なお、内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

(朗読して説明に代える。)

議案第18号、第2条第2号中57人を58人に8人を7人に、同条第3号中8人を9人に、10人を9人に改める。

その他の職員を減らし吏員を増やして行政サービスに努めたいということで提案をしているわけです。

議案第19号、第2条第1号中1,500円を2,000円に、同条第2号中800円を1,500円に改める。交付税の基準額及び他町村に比べ低額であるため改めたいということです。

昭和58年第4回大宜味村定例議会の開会にあたり、昭和58年度一般会計予算案をはじめ諸提出議案のご説明を申し上げます前に所信の一端を申し上げ、議員各位並びに村民皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

私は昨年10月に村長に就任いたし、同月18日に開かれました昭和57年第10回定例会において村政運営に対する所信を申し述べ、議員各位をはじめ村民皆様のご指導とご助言を仰ぎつつ微力ではございますが村政発展のため鋭意努力してまいりました。ところが未熟者のいたすところ人事体制を整えるのに精一杯で、機構改善をはじめ総合的な開発計画等重要課題として位置づけした諸問題の解決への取り組みはようやく緒についたばかりでございまして、今後なお一層力を注がねばなりませんし、議員各位をはじめ村民皆様の特段のご協力とご援助をいただき、更に積極的に国、県をはじめ関係機関のご指導とご援助をいただきよりよい行財政の運営を推進してまいりたいと存じます。

ところで昨今の国際情勢や日本の国内情勢の厳しさはもろに地方自治体に波及いたし、それに伴って本村の財政運営も極めて困難になってまいりました。

そのことは地方交付税が前年度当初予算より11.6%、金額にして65,600千円も削減されるという一例をみても明らかであります。その他人事院勧告の凍結等厳しい事態が到来しているのでございます。しかし、そのような情勢下にあっても村民生活の安定、生活環境の整備、産業基盤の整備、教育施設の整備等、村民の福祉向上を図るために私共は不断の努力を怠ってはなりません。

そのような考え方にたつて厳しい財政事情の中で次のような基本方針もとに予算を編成す

ることいたしました。

昭和58年度の地方財政は内外の厳しい経済情勢を反映して一段と厳しくなることが予想される。しかも累積した巨額の地方債の償還が今後の地方財政にとって大きな負担となり、財政力の乏しい本村にとって償還財源の確保について極めて困難が伴うことは明らかである。

一方、村税、地方交付税等においても大幅な増収は期待出来ず、地方交付税については10%以上の削減が予想される反面、人件費、扶助費、公債費等義務的経費は増す傾向にあり、行財政のあり方について一層徹底した見直しを図り、財政の健全性を保ちつつ村民福祉の向上安定を図らなければならない。

昭和58年度においては、基本構想及び基本計画過疎計画等の総合的な調整を図りながら、国、県の施策の動向や村民の要望等を十分に検討し、財源の重点的かつ効率的な配分を図るものとする。このような基本方針に基づいて。

総務課関係では、議場の冷房及び変電工事を行うほか、村民サービスを図るための非常用発電機の購入、人材育成を図るため村育英会への補助金を現行より約30%増額したいと考えております。

衛生関係では、喜如嘉診療所の空調を完備するほかX線自動現像機を購入し診療行務の効率化を図るほか歯科診療所の医師住宅（プレハブ）を造って緊急治療に対応出来るよう条件整備を図ります。

農林水産関係では、昭和58年から計画し昭和59年度から実施予定の沖縄新農業構造改善緊急対策事業導入のための基礎調査費を確保するほか、農村地域定住促進対策事業による農業用排水溝の整備（田嘉里、大兼久）謝名城林道の継続整備、塩屋漁港護岸工事の継続実施、昭和59年度から着工予定の塩屋漁港波浪漂砂調査費の確保、クロダイ養殖施設への助成、江洲連絡道の舗装工事、モデル事業を継続実施し農村公園2か所を含む集落道及び排水溝の整備、田港地区土地改良事業への補助など農林水産業の基盤整備を推進してまいります。

商工関係では、わずかではありますが村商工会への補助金を増額し、新たにば蕉布後継者育成事業受講生への補助金を計上し、伝統工芸の後継者育成を推進し、更におおぎみまつりに要する経費を当初予算に計上して取り組みを早目にして、まつりの充実を図りたいと考えております。

土木建設関係では、昨年に引き続き村道台帳の整備のための委託費を確保するほか、村道腰間線の補修、村道平南線の整備、交通安全施設等整備事業を導入して村道の安全施設を整備し、更に屋古に村営住宅20戸を建設し住宅難の解消に努めたいと考えております。

教育関係では、塩屋小学校の校舎の新築、喜如嘉小学校の校舎の改築及び運動場周辺のフェンスの補修、大宜味中学校運動場の排水溝の整備を行い、教育環境の整備充実を図るよ

う努力いたします。

以上、昭和58年度の推進事項の主なものを申し述べましたが、その財源対策として。

1、出来るだけ国、県の補助事業を導入することによって村負担を軽くすること。

2、過疎債、振興資金等有利な起債を最大限活用すること。

3、以前から要望のあった津波地区27林班の復帰前の貸地契約地を村営簡易水道事業が4月から開始されることによって村有地払い下げ条例の規制を受けなくなることにより払い下げ地域に設定し、その売払い金を収入に見込むこと。

4、財政調整基金の一部をとりくずし収入財源に組み入れること等の措置を採っております。

昭和58年度の一般会計予算の内容について少し詳しくご説明申し上げます。

歳入について、村税は前年度当初に対して4.8%、3,411千円増の74,289千円、地方税は前年度並みの41,600千円、自動車取得税交付も前年度並みで4,500千円、地方交付税は前年度当初に対して11.6%、65,600千円の減で500,000千円、交通安全対策特別交付金は前年度並みの費目存置、分担金及び負担金は前年度当初に対して3.9%、1,045千円増の28,020千円、使用料及び手数料は前年度当初に対して22%、591千円の増で3,232千円、国庫支出金は前年度当初に対して18.5%、69,482千円の増で305,108千円、県支出金は前年度当初に対して4.7%、12,755千円減の261,480千円、財産収入は前年度当初に対して32.2%、31,620千円の減で66,443千円、寄付金は前年度並みで4千円、繰入金は前年度当初に対して98.9%、33,471千円増の36,853千円、繰越金は前年度当初に対して100%、10,000千円増の20,000千円、諸収入は前年度当初に対して3.5%、137千円減の3,696千円、村債は前年度当初に対して17.9%、38,100千円減の175,100千円、合計で前年度当初に対して10.2%、169,176千円減の1,490,326千円となっております。

歳出については、議会費は前年度当初に対して0.18%、72千円増の40,190千円、総務費は前年度当初に対して22.3%52,498千円減の182,416千円、民生費は前年度当初に対して13.9%、17,669千円減の108,748千円、衛生費は前年度当初に対して82%、260,917千円減の57,257千円、労働費は前年度並みの6千円、農林水産業費は前年度当初に対して12.1%、50,745千円減の369,306千円、商工費は前年度当初に対して108%、3,343千円増の6,428千円、土木費は前年度当初に対して99.2%、156,903千円増の334,250千円、消防費は前年同額50,000千円、教育費は前年度当初に対して17.2%増の242,559千円、災害復旧費は前年度当初に対して99.9%、12,566千円の減で8千円、公債費は前年度当初に対して22.5%、15,599千円増の85,048千円、諸支出金は前年度当初に対して31.3%、50千円減の110千円、予備費は前年度当初に対して50%、4,670千円増の14,000千円、歳出合計は前年度当初に対して

10.1%、169,176千円減の1,490,326千円となっております。

昭和58年度予算の財源内訳を申し上げますと、国、県支出金が566,588千円（37.9%）、地方債が175,100千円（11.7%）、その他32,328千円（2.2%）、一般財源716,310千円（48.1%）で構成比で国、県支出金が前年度当初より約2%減っているのに対し、一般財源は約2%伸びています。

次に特別会計についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計137,546千円、老人保健特別会計87,813千円、簡易水道事業特別会計96,195千円、なお、老人保健特別会計は一般会計から4,381千円、簡易水道事業特別会計に15,480千円を繰出して予算を編成してあります。

以上、村政に対する所信の一端と昭和58年度一般会計、特別会計予算の概略についてご説明申し上げましたが、何卒慎重にご審議の上議決して下さるようお願い申し上げます。

昭和58年3月11日、大宜味村長 新城繁正。

議案第21号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ137,546千円と定める。

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第22号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ96,195千円と定める。

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第23号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ87,813千円と定める。

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第24号、公金の取り扱いの効率的運営と安全を図るために、大宜味村農業協同組合を指定金融機関に指定したいということです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時37分）

再 開（午後3時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時41分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和58年3月12日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月12日 午後3時50分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第13号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について

日程第2 議案第14号 災害弔慰金の支給及び災援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第15号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 議案第16号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5 議案第17号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第13号から日程第5 議案第17号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時49分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時50分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和58年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年3月14日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年3月14日 午後4時46分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	厚生課長	照屋 林克 君
助役	仲村 順三 君	経済課長	平良 晋 君
教育長	宮城 松一 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎山 勝正 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
税務課長	稲福 吉昭 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第3号）

日程第1	議案第13号	謝名城林道開設工事請負契約の変更について
日程第2	議案第14号	災害弔慰金の支給及び災援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第15号	昭和57年度大宜味村一般会計補正予算
日程第4	議案第16号	昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第5	議案第17号	昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第13号から日程第5 議案第17号までを一括議題といたします。

12番退場。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時36分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

12番入場。3番退場。

これより議案第13号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第14号の質疑に入ります。

3番入場。（午後3時37分）

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 13番（松島重克君） 住宅統計調査費の報酬と旅費の積算についてお伺いします。
- 総務課長（崎山勝正君） 報酬は4,500円の2日となっております。旅費につきましては、村内の事業所を回るための村内旅費に向けられています。
- 13番（松島重克君） この調査員というのはどういうものであるのか。
- 総務課長（崎山勝正君） 村内から適当な方を選びましてその方に委託をしています。
- 13番（松島重克君） そうしますとこの調査員は実質的に員と考えておられるのか。委員とを考えておられるのか。
- 総務課長（崎山勝正君） 調査員でございます。
- 13番（松島重克君） 本村においては報酬、費用弁償等は条例に基づいて支給されていることから、先程申し上げましたように員であるのか委員であるのかははっきりしないわけですか。この辺はどうお考えですか。
- 総務課長（崎山勝正君） 委託統計の場合には県から補助が流れてきまして、予算の範囲内で調査させてくれということがありまして、確かにご指摘のありますように村の条例とは異質の感じがします。県からの指導です。
- 13番（松島重克君） 本来、報酬や費用弁償は条例に基づいてなされておると受け取っておりますので、そういうことであれば説明時にそういう説明をすべきではないかと思いたすのですがどうですか。
- 総務課長（崎山勝正君） 確かに説明の時に詳しく説明しておれば今のような疑問も生じなかったと思いますが、今後そういう誤解を招かないような説明をしたいと思えます。
- 11番（山川正行君） 社会教育総務費の工事請負費にパイルとタイルの追加工事が計上されておりますが、これは当初見積りで計上されてなかったのか。
- 教育長（宮城松一君） パイルは打ってみると設計以上に入ったものですから追加しています。
タイルは面積との関係で、当初はタイル張りの予定でありましたが予算が足りなくてモルタル仕上げに変更されておりました。
- 11番（山川正行君） これは見積りのあまさがあったのではないですか。
- 教育長（宮城松一君） 設計期間が短期間であったのでそういう点は確かにあったと思います。
- 11番（山川正行君） これは今頃出て来るというのはおかしいんですよ。
既にパイルは執行済みなんですね。こういう予算の提出の仕方では困ると思うんです。今後は正してもらわなくてはならないと思いますがどうですか。
- 教育長（宮城松一君） 村にも補正を早くお願いしてありましたが、遅れたということ

は今後気をつけなければいけないと思います。

○ 4番（知念亀次郎君） 文書広報費の11節、説明によりますと村勢要覧を発行しなかったということですが、村広報に使うものではなかったですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 説明したとおり村勢要覧を発行出来なかったわけですし、別に他にはからんでおりません。

○ 13番（松島重克君） 農業構造改善費の旅費30万円が減額になっているわけですが、そのいきさつについては担当課長から補足説明で聞いたわけです。減額に当たっての長の見解をお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 県の方針の変更に基づいて、国外の研修は認めないということで当初計画していた予算が減額になったと、これは補助事業の導入のための方針が変更になれば、村としてもやむを得ないということで、特別旅費の減額をしたわけです。

○ 13番（松島重克君） この予算を計上するに当たってはその辺のことは十分考慮されて計上されていると思うんですね。ましてこれは一般財源となっています。それを減額してやるからにはそれなりの見解をお持ちでなかろうかとお聞きしているわけですが。

○ 村長（新城繁正君） 当初予算に計上する場合に、当然一般財源から出しますので気をつけなければいけなかったと思いますが、これは長として当初予算の財源内訳を十分検討しなかったということで、申し訳なかったと思います。

○ 13番（松島重克君） そういう説明は建前としてはうなずけるわけなんですけど、実際問題といたしまして県が認めないという説明の中には57年度はだめだが58年度はいいでしょうというようなことを言っていたということですね。そして聞くところによりますと実際は当局行っておられるということも聞いておるんですが、そうしますと後の始末は困りませんか。そういうことで長の見解をお尋ねしているんですがね。

○ 村長（新城繁正君） 私の見解となりますれば、国外であっても沖縄に有望な作目を振興するということから大いに導入すべきものと思います。

今回の場合どうして認めなかったかということにつきましては、関係者の意向は十分分かりませんが、要綱の中に国外というものが入っていないということで今回はそのような処置になったということですので、そういうことにつきましては私としては県にもう少し前向きに検討するように注文をつける考えでございます。しかし、今回実際に行ったようでございます。ところがこれは県の方針に基づかなかった出張ということになりますので、命令権者としては不手際であったと、したがって県の方針に基づかない、しかも長の具体的な方針にも基づかなかったということですので、この出張に要した金額につきましては、一切個人負担とするという措置を採ってございます。

○ 13番（松島重克君） 行った方は公務で出張ということになりますと、考える点が出ようかと思えます。予算も計上されていることだし、前例もあることなんです。国外出張も可能であると旅費支給条例も制定されているわけです。何故県は57年度はだめだが58年度はいいとしましてこれは一般財源である。だから先程の長のお考えであれば一般財源で行くならそこにはそれなりの配慮のし方があろうかと思うんですがね。行かれた方に負担が及ぶようでは困ると思えますね。これは十分配慮なされて遺憾のないように考慮されるべきと思うわけですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 只今ご指摘のことも当然条例上は許される範囲内ですし、いきさつを十分聴取しまして適切な処置をしていきたいと思えます。

○ 5番（宮城長雄君） 不動産売却収入について、これは南風原であります但し私有地とのかわりはありませんか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 担当職員をして調査させましたところ私有地とのかわりはないとのことです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第16号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第17号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時37分)

再 開 (午後 4 時40分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

3番退場。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

3番入場。(午後 4 時41分)

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時44分)

再 開 (午後4時45分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さんでした。

散 会 (午後4時46分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和58年3月15日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月15日 午後6時36分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第18号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第19号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第3 議案第20号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時49分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
会議時間の延長についておはかりいたします。
2時間程度会議時間を延長いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、2時間程度会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時50分）

再 開（午後6時35分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
おはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後6時36分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和58年3月16日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月16日 午後8時14分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時44分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

3時間程度会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3時間程会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時45分）

再 開（午後8時13分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3月17日の会議は、議事の都合により特に午前9時に繰り上げて開くことにいたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後8時14分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和58年3月17日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月17日 午前9時00分)

延 会 (昭和58年3月17日 午後2時27分)

2. 出席議員 (13名)

2番議員 金城 隆好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功光 君	10番議員 崎 山 喜弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正行 君
5番議員 宮 城 長雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊政 君	13番議員 松 島 重克 君
7番議員 宮 里 盛順 君	14番議員 玉 城 一昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号を議題といたします。

おはかりいたします。

本日は議案に関する調査のため現地調査をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日は現地調査をすることに決しました。

これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前9時01分）

再 開（午後2時26分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

寒い中、現地調査大変ご苦労さんでした。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後2時27分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和58年3月18日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月18日 午後4時50分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時49分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時50分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和58年3月19日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月19日 午後3時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

日程第1 議案第21号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第2 議案第22号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第3 議案第23号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第21号から日程第3 議案第23号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時00分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和58年3月22日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月22日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月22日 午後4時45分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第9号）

- 日程第1 議案第18号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第19号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算
- 日程第4 議案第21号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第22号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第23号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第24号 指定金融機関の指定について
- 日程第8 議案第21号 訂正の件について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第7 議案第24号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

村長から提出された議案第21号について訂正したい旨の申し出があります。

この際、議案第21号 訂正の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 訂正の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第8 議案第21号 訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の件の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 総額につきましては、先般説明したのに誤りはございませんが、款項の積み上げに誤りがございますので訂正をいたしまして、ご説明を申し上げたいと思います。

9款諸収入の3千円を405千円に、1項1千円を2千円に、2項1千円を400千円に、3項1千円を3千円に改めたい。歳出は2款保険給付費の1項80,580千円を87,130千円に改めたいということです。

こちらのミスでございまして気が付くのが遅くなりまして申し訳ないと思っています。以後気を付けたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第21号 訂正の件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 訂正の件は承認することに決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午後3時14分）

再 開（午後4時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時45分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和58年3月23日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月23日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月23日 午後4時37分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 議案第18号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第19号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算

日程第4 議案第21号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第22号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第23号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算

日程第7 議案第24号 指定金融機関の指定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第7 議案第24号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時36分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3月24日の会議は、議事の都合により特に午後1時に繰り下げて開くことにいたします。
おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後4時37分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和58年3月24日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月24日 午後1時00分)

延 会 (昭和58年3月24日 午後4時22分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新 城 繁 正 君	総 務 課 長	崎 山 勝 正 君
助 役	仲 村 順 三 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	高 江 洲 修 君
教 育 長	宮 城 松 一 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第11号）

日程第1	議案第18号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第19号	大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第20号	昭和58年度大宜味村一般会計予算
日程第4	議案第21号	昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第22号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
日程第6	議案第23号	昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算
日程第7	議案第24号	指定金融機関の指定について
日程第8	議案第25号	昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午後1時00分）

日程第1 議案第18号から日程第7 議案第24号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午後1時01分）

再 開（午後2時40分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今村長から議案第25号が提出されました。

この際、これを日程に追加し先議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は日程に追加し先議することに決しました。

日程第8 議案第25号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,744千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,659,185千円とする。

細部につきましては各担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

（朗読して説明に代える。）

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時54分）

再 開（午後4時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第25号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後4時08分）

再 開（午後4時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第25号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時16分）

再 開（午後4時21分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時22分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和58年3月25日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月25日 午後10時00分)

延 会 (昭和58年3月25日 午後4時36分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新 城 繁 正 君	総 務 課 長	崎 山 勝 正 君
助 役	仲 村 順 三 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	高 江 洲 修 君
教 育 長	宮 城 松 一 君		

5. 職務のため議場に参加した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第12号）

日程第1	議案第18号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第19号	大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第20号	昭和58年度大宜味村一般会計予算
日程第4	議案第21号	昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第22号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
日程第6	議案第23号	昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算
日程第7	議案第24号	指定金融機関の指定について
日程第8	議案第20号	訂正の件について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第7 議案第24号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

村長から提出された議案第20号について訂正したい旨の申し出があります。

この際、議案第20号 訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 議案第20号 訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の件の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 先にご説明申し上げましたが、その後いろいろ各項目につきまして検討を加えましたところ、各課長或いは担当者からの補足説明でいろいろご指摘があったところにつきまして慎重に検討いたしましたところ、どうも調整の上で義務的に当然計上すべきものがカットされたという項目が出てまいりましたので、これは是非改める必要があるろうということで今回その部分を訂正いたしまして差し替えをお願いいたしているところでございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第20号 訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 訂正の件は承認することに決定いたしました。

村長から議案第20号の訂正か所の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,501,783千円と定める。

訂正のか所をご説明申し上げます。

歳入で、10款財産収入、1項財産運用収入、これは4,984千円を5,026千円に、これは一心療護園の敷地代42千円が入ってなかったということで追加しています。そして10款は66,443千円を66,485千円になります。

12款繰入金、2項基金繰入金36,852千円を11,415千円追加して、48,267千円に改め12款を48,268千円にしたいということです。

歳出は、3款民生費、2項の児童福祉費74,878千円を3,533千円を追加して、78,411千円に改め、3款を112,281千円にしたい。

4款衛生費の1項52,151千円に599千円を追加し、2項の5,106千円に2,100千円を追加し、4款の計が57,257千円から59,956になります。

10款教育費の6項保健体育費34,553千円に5,225千円を追加し、39,778千円に改め10款の計を242,559千円であったのを247,784千円に改めたいということです。

それで歳入歳出合計で1,490,326千円に11,457千円を追加して、1,501,783千円に改めたいということです。細部につきましては、各担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時24分）

再 開（午後4時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

延 会（午後4時36分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和58年3月26日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月26日 午後10時00分)

延 会 (昭和58年3月26日 午後4時30分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	平良 晋 君
助役	仲村 順三 君	建設課長	古我知 清 君
教育長	宮城 松一 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第13号）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第18号 | 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第19号 | 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第20号 | 昭和58年度大宜味村一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第21号 | 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第22号 | 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第23号 | 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第24号 | 指定金融機関の指定について |
| 日程第8 | 議案第26号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約の変更について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 大宜味村村有地の処分について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 津波地区簡易水道工事（第一工区）請負契約の変更について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 津波地区簡易水道工事（第二工区）請負契約の変更について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 津波地区簡易水道工事（第四工区）請負契約の変更について |
| 日程第14 | 議案第32号 | 県営江洲地区土地改良事業（樹園地過そ基幹農道）に対する土地改良法第91条の規定による分担金について |

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第7 議案第24号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、村長から議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号が提出されています。

この際、これを日程に追加し、先議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第32号までを日程に追加し、先議することに決しました。

日程第8 議案第26号から日程第14 議案第32号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第26号、下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求める。住所、大宜味村字塩屋502番地。氏名、平良作義。昭和8年9月25日生れ。提案理由といたしましては、現委員の宮城松一氏の任期満了に伴いまして、補充するという事で提案いたしております。

議案第27号、昭和57年12月15日締結した大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。既契約金額74,900,000円。追加金額1,385,500円。合計変更契約金額76,285,500円。提案理由といたしましては、追加工事による増額分の契約変更をするためでございます。

議案第28号、下記の大宜味村有地区を東村の農道用地として、東村長に貸し付けることについて、大宜味村林野条例第22条第4号、第23条及び第34条第2項の規定により議会の議決を求める。

地番、大宜味村字田港1357番の1。地目、山林。地積、1,593㎡。貸地料、年額7,965円（1㎡当り5円）。期間、昭和58年4月1日から昭和63年3月31日まで。提案理由といたしましては、昭和56年6月27日付け東村との土地賃貸借契約が昭和58年3月31日に期限切れに伴い、東村長より契約更新要請があり本村としても当該地域の活用に寄与する期待がもてるためこの案を提出するわけでございます。

議案第29号、昭和57年8月27日締結した津波地区簡易水道工事（第一工区）請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。既契約金額128,000,000円。追加金額5,871,000円。合計変更契約金額133,871,000円。提案理由といたしましては、工事の設計変更による増額分の契約変更をするためでございます。

議案第30号、昭和57年8月27日締結した津波地区簡易水道工事（第二工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。既契約金額98,000,000円。追加金額620,000円。合計変更契約金額98,620,000円。提案理由といたしましては、工事の設計変更による増額分の契約変更をするためでございます。

議案第31号、昭和57年8月27日締結した津波地区簡易水道工事（第四工区）請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。既契約金額84,862,000円、追加金額4,140,000円。合計変更契約金額89,002,000円。提案理由といたしましては、工事の設計変更による増額分の契約変更をするためでございます。

議案第32号、県営江洲地区土地改良事業（樹園地過そ基幹農道）に係る土地改良法第91条の規定による分担金は、下記のとおり村が全額負担したいので、議会の議決を求める。国庫補助金592,000,000円。県費負担金128,000,000円。地元（村）負担金20,000,000円。合計740,000,000円。提案理由といたしましては、土地改良法91条の規定による地元負担金として負担するためでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午後2時12分）

再 開（午後4時29分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時30分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第14号) 昭和58年3月28日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月28日 午後10時00分)

延 会 (昭和58年3月28日 午後8時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新 城 繁 正 君	経 済 課 長	平 良 晋 君
助 役	仲 村 順 三 君	建 設 課 長	古 我 知 清 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	高 江 洲 修 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第14号）

- 日程第1 議案第26号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2 議案第27号 大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約の変更について
- 日程第3 議案第28号 大宜味村村有地の貸付について
- 日程第4 議案第29号 津波地区簡易水道工事（第一工区）請負契約の変更について
- 日程第5 議案第30号 津波地区簡易水道工事（第二工区）請負契約の変更について
- 日程第6 議案第31号 津波地区簡易水道工事（第四工区）請負契約の変更について
- 日程第7 議案第32号 県営江洲地区土地改良事業（樹園地過そ基幹農道）に対する土地改良法第91条第2項の規定による分担金の負担について
- 日程第8 議案第28号及び議案第32号の訂正の件について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第26号から日程第7 議案第32号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第26号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第27号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 13番（松島重克君） 工事にかかわる追加金額が1,385,500円となっております。それを受けて工事変更契約がなされているわけですが、この工事の工期を見ますと、この追加金額のみ工期の変更と受け止められるわけですが、この点についての説明をお願いしたいと思います。

- 教育長（宮城松一君） 追加金額だけのものではありません。工期も変更してあります。

- 13番（松島重克君） 説明の時に工期については説明されてなかったわけです。こういうことは十分説明していただかないと、本会議でこういう質問が出て来るとは思いますがいかがですか。

- 教育長（宮城松一君） 工期については触れてなくて大変申し訳なかったと思えます。

- 3番（宮城功光君） 追加金額は補正額より25万円アップされているわけですが、これは25万円も残があったことを説明があるべきではなかったかと思えますがどうですか。

- 教育委員会総務課長（高江洲 修君） 説明時に契約残高が25万円あるということは、

申し上げたつもりです。そして今回の補正予算ではこの25万円を引いたものを計上していると申し上げたつもりです。

○ 3番（宮城功光君） 補正の段階でそれが必要でなかったかということなんです。

○ 教育委員会総務課長（高江洲 修君） あの時に残高があるということを申し述べたと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番（宮里盛順君） 東村から借用願いがあったのという説明でしたが、予算計上する時に期限切れであるということを知っていたかどうか。

○ 経済課長（平良 晋君） こちらの不手際もありまして、後で担当者が契約書を見て期限が迫っているということを感じまして、東村と連絡を取ってやったわけです。

○ 7番（宮里盛順君） 林野条例の第22条1項1号から4号までありますが、東村の場合どの号で適用しているのか。

○ 助役（仲村順三君） 22条4号で対応しております。

○ 13番（松島重克君） この貸付けに当りまして林野条例を適用したという根拠についてお伺いしたい。

○ 助役（仲村順三君） 以前に東村が農道を造りまして本村の林野内にも入り込んでしまっ、村有林野に農道敷になっている分の貸地料でございます。

あの時点に議会でも指摘を受けまして、しかるべき手順を踏んでやるべきだというご指導もありましたので、これは今月で期限が切れますので、更にあと5年間契約をして貸地料をとるということです。

○ 13番（松島重克君） あの時点での状況と現在の状況とでは異っているというところから、この貸付けに当っての林野条例はどういうところからかということをお聞かせ願いたいわけです。

○ 助役（仲村順三君） その農道については、あの時点と現在では変わっておりませんで、

あの時点では林野ということで林野条例を適用してその措置をしたわけですが、今度の場合も財産的観点から財産管理の方法で手続きを採るべきでないかという話し合いはしましたが、前もこの条例でやったので話し合いでそうしてあります。

○ 13番（松島重克君） 現況からしてはたして林野条例の適用が妥当であるのかどうか。これはこの問題だけに限らず他の問題もありますので、お伺いしているわけですが、過去においてそういう取り扱いもあったように思うんですが、やはり執行部の考え方が一貫しておられないと、他の問題で混乱するのではないかと思って聞いているわけですが、村有地内のそういう状態のものをはたして林野条例を適用していいものかどうか。

どういう見解からそういう適用になったかをお聞かせいただきたいわけです。

○ 村長（新城繁正君） 現況は農道であり、そうしますと農道にも林野条例を適用するのかなというようなご指摘だろうと思っておりますが、地目を変えるということについての手続きについて、十分勉強もしてないと、そういうことですので、今回はそのようにお願いをしておきまして、現況が変われば当然それなりの措置は採らなければいかんのではないかという話し合いはしていますが、結論としてそこまでに至っておりませんで、今回は契約の変更ということでお願いしているわけです。

○ 13番（松島重克君） 確かに本村の林野条例にはなじまないわけですが、ここに持って来なければ仕方ないという実情は分かっているわけです。しかし、この条例をこれに適用するということがひとつの基準になるということもお考えにならなければいかんと思うわけですね。

例えば、村有地である所が耕地されている、或いは敷地になっている所が林野の中に囲まれた地点であると、それをこういうようなケースで貸す場合にどの条例を適用するのかということになりますと当局はどういうようにお考えになられるのか。

○ 村長（新城繁正君） それにつきましては、もう少し時間をかけまして適正な措置にもっていきたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 村長、そう逃げられたら困るんです。先程申し上げましたようにこういう貸付けに対する林野条例の適用というのがひとつの基準になるからあえてお聞きしているんです。もう既にそういうやり方で処理されているものもあるものですから、お聞きしているわけですよ。先程のお話で感じているんですが、村有地の処分或いは貸地はそれぞれ対応する条例が自ら分れると思うんですが、残念ながら東村に貸すような場合、それから例を上げて申し上げました林野から状況が変わっておる場合、これが林野の中にあるとどういう取り扱いになっておるのかと、これも林野条例を適用せざる状況になっておるのか、或いは他の条例を適用させることが出来るのか。その辺どう考えておられるのかということをお

聞きしたいわけですね。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時36分）

再 開（午後1時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 林野条例で処理するのになじまない地域、地目を中心にしたとらえ方でこの案件を提出しているわけで、実際は農道という形になってございますが、この辺もいろいろ手続き上の問題もあるようでございますので、今回はこの条例を適用させていただきます。これを機会にして今後予想される問題も含めまして、地目の変更の方法、或いは時期等についても内部調整してございませんので、やはり地目が変わっておりますればそれを適正にやらなければ公有財産の処分については、適性を欠くということになりかねませんので早目にそういう解決策を採りたいと思いますが、今回の場合はそれに間に合いませんので期限が31日までとなっておりますので、当然地目の見直しの手続きを採ってやらなければいけない性質のものとは思いますが、そのような手続きが今回は採られておりませんので、林野条例による適用でお願いしたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 現在の財産管理の立場から林野条例に頼らざるを得ないということとは分かるんですが、先程から申し上げているようにこういう類似した問題が出た場合にどういった条例を適用される考えであるかということについて、お伺いしたかったのでありますが、それまでの時間がなかったということではありますが、そうしますと、村長は地目がそうなっているので、やむを得ず林野条例を適用したということではありますが、そうしますと仮に地目が変更されておればどの条例に適用されていたのか、お聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 地目が変更されておれば、地目の処分の条例を適用するのが妥当ではないかと思っています。

○ 13番（松島重克君） どの条例でやりますか。

○ 村長（新城繁正君） 現在の条例と申しますれば、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が妥当ではないかと考えています。

○ 13番（松島重克君） 今おっしゃった条例にはたして適用されるものであるのかどうか。東村に貸地させる土地の貸地料は通常の貸地料ということになるかと思うんです。

そうしますと先程おっしゃった条例に適合するのかどうか。その辺の見解はどうお持ちであるのか。

○ 村長（新城繁正君） 難しい質問と受け取っています。実はそう言いますのは、そこまで勉強してございませんのでそういうようにお答え申し上げるわけですが、いずれにいたし

ましてこういう場合の措置のし方でございますが、現在の条例を十分見直しをする必要があると思いますが、無償貸付等に関する条例からしますと4条適用ということに考えますが、今後十分検討して対応しなければいけないのではないかと今考えているわけです。

○ 13番（松島重克君） 先程村長は本来これは地目を変更しなければいかんとおっしゃったから地目を変更した場合は、どの条例を適用するのかということを行ったわけなんです。

財産の交換、貸付、無償譲与等に関する条例が適用しそうにはあるわけなんですけど、これは適用しないですよ。内容が違っているんですね。これは通常の貸地料を取るということなんです。地目を変更した場合にこれがなじみそうですか。

○ 村長（新城繁正君） 内容について十分検討しておりませんし、現行の条文で適切な処分というのになり得るかどうか問題も含まれていると思いますが、それにつきましては早速検討を指示していきたいと思っております。

○ 13番（松島重克君） 現在の本村の条例からいたしましても地目を変更しても適用する条例そのものはないと、それは通常の見え方だろうと思っております。

先程おっしゃっておられました現在の村有地を管理していく上において、多少なじまない点はあるんですが、これに類似したものは林野条例を適用せざるを得ない状況だというのが私の受け取り方であるんです。その点もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

○ 村長（新城繁正君） まったくそのとおりでございますが、現行の条例からしますと林野条例以外には適用するものはないのではないかと、現況と当時の状況は変化しておりますので、多少なじまないところもございますが、いずれにしても処分をしなければいけませんので、その処分をする根拠条例として林野条例を適用するということです。

○ 13番（松島重克君） この点につきましては、将来の問題として条例規則等の整備を急がなければいかんだろうと思っております。

この議案の見出しに大宜味村村有地の処分についてとなっております。ややもすると処分イコール払い下げという感じがするわけです。処分ということになりますと議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例、或いは村有地払い下げ条例が出て来るというのが通常の見え方だと思います。ところがこの林野条例は貸地ということになるわけですので、もう少し適切な用語はなかったでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） この案件は前にも処分という形が出たということもございまして、確かに22条からしますと貸付けということでございまして、貸付けという言葉が適当であったかと思っておりますけれども、内容につきましても貸付けということでございまして、この議案は前のものを参考にしてやったわけございまして、こういうようになっているわけです。

○ 13番（松島重克君） 確かに私も前議会構成に籍を置いておりましたので分かるわけですが、しかし、より適切なものに変えるものにちゅうちょする必要もなからうかと思えますし、又、前議会構成と現在は変わっておりますので、もし当局が処分より使用とか貸付けという用語がより適切であろうと思われるならばそれなりの措置を採られるのが賢明な措置ではなからうかと思うわけですがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘で今後のこともございますので、その方がより適切だと考えますので処分という題名を賃貸という形に考えてみたいと思えますので、この議案の処理について所定の手続きを採って更にお願ひしたいと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時08分）

再 開（午後2時27分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第28号の質疑を中止いたします。

これより議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括して質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） この議案を見まして、或いは補足説明をお聞きしまして、形式はともかく内容におきましては専決処分に属するものではなからうかと思っているわけですが、当局の考えをお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 私も調整の段階でこの議案関係につきましては、担当課長から説明を受けまして、その時点時点で工事を変更していく性質のものであるようでして、通例の考え方からいたしますとその時点時点で変更契約ということになるという我々の考え方でございますが、今の制度の上で農林土木関係のものにつきましては、精算設計という形の制度があると、そこで20%以内の変更については可能であると説明を聞いています。従いましてその都度議会を招集するというようなこととなりますれば、議決を得るまでに工事をストップしなければならんという事態にもなりかねない。又、明日の工事が今日で予則出来ないという性質のものでございますので、当然これは今の条例からいたしますれば、議会の議決を求めなければならん、180条関係があるわけでございます。そういう軽易な事項については180条で措置しておくのがよろしかろうというのが自治法の項目にあるわけですが、そういたしますればそういうたぐいのもはその辺で措置して議会への報告というようにするのが、最もよろしいのではないかというふうに私も理解をしているわけです。

○ 13番（松島重克君） おっしゃる意味も分からないんじゃないんです。

しかし、説明のあり方においてこれはやはり当局の立場でお話をなさっているのではなか

ろうかと思うわけですね。もし、そのまま100%議会がそれを受け入れて我々がこの議案を処理したならば議会の立場はどうなるのかと、これでいいのかという疑問が出て来るわけです。それぞれ執行部は執行部、議会は議会の立場があるわけです。現在のような状況で議案が提出されてくるならば議会の立場はどうなるのかと、こういうところに考えが至るわけです。

通常の考え方としては、予算を計上してこの事業に対する見通しを立てて基礎調査をなして設計をして工事着工ということになるわけです。又、どうしてもやらなければいかん設計変更が起り得るならばその時点でそれなりの手続きを踏んでもらわないと、現在の制度上において議会の立場がなくなるということになると思います。これからしますと議会の立場はどうしても苦しくてどうにもならんということになるんですがね。その辺どうお考えになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに工事を着工せよということで、議会にお願いをして議決をした、ところがその工事が途中で変更されて今のような形で処理されているという過程については議会には資料も提供されないということになりまして、先程のように議決はしたがその工事がどうなっていたかと、施工はやりましたがここで変更をよろしくお願ひしますという格好で、一般の請負契約からしますと工期の変更などやるわけですが、この土木関係の場合はそういうふうな制度があると、ですからどうしても工期がこういう末日になりますとどうしてもこういう結果になっていくと思います。

工期に十分ゆとりがありまして、その工事の性格が議会を開いて変更をするというような設計変更というようになりますれば、我々としてもその都度ということにもまいりませんでしょうが、そのまま議決をお願いするというのも申し訳ないような気がします、ところが今の運用からしますとそういうふうに国も県も指導をしているし実際にはそのように運用もしているという形で、結局議会にお願いするという事情になるわけですので、我々もそういう措置を皆さんにお願いするというのも大変、私自体がこれに積極的にやってくれとなかなか言えないことですが、しかし、今の制度上でこうするのがやむ得ないと、或いはどこの団体でもこういう形で措置していると、議会にこういう形でお願いするというのであれば180条あたりでお願いをして、その範囲を議会の方で検討していただいて権限を委任していただく、そしてそれを次の議会に報告すると、報告するという事は議会の方にその経過が分かるということですので、そういう措置をすることによって、私達が処理していく上でその策を採る外はないのではないかと考えているわけでございます。

○ 13番（松島重克君） 先程から申し上げておりますように、執行部の立場も分からないんではないんですよ。じゃあ議会の立場はどうしてくれるんだということになるわけですね。

執行部の立場だけを主張されては困るんです。

だからこの議案を見ますと内容は専決処分であるのに当局がもしその姿勢で臨まれるならその取り扱いをなされたらよろしいわけですね。ところが議案として出て来る。議案として出て来れば議案としての取り扱いをしなければいかんのが議会の立場なんですね。補足説明の時にもどなたか指摘されていましたが、この契約書を見ますとすぐ分かりますね。この契約は議会の議決があった日から効力を発生すると、こうなっているわけでしょう。これからしますと議会の立場はどうなるか。だから長がやむ得ないということであればスッパリと専決処分にもっていくと、でないで議会の立場を考慮した措置を採ってもらわないと、こういう形で議会に出て来れば現在の議会の制度からすれば、これは困ったことになるわけです。これでは議会の立場はないわけですね。執行済みの事業を通常の議案としてもってこられますと。それならスッパリと専決処分をして最も近い議会で報告してもらおう方が議会としての立場はいいわけなんです。しかし、こうして議案を出して来られるということは、やはり現在の制度はこういう議案を出さざるを得ない制度になっているのではないですか。そうでなければ専決処分でもいいのではないかという感じがしますが、こういうような形で出されて来られているのは現在の制度がこういう議案を出さなければいけないような制度であるのではないかと思うんですがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 議案としてご審議お願いしておりますのは、条例或いは96条関係に基づく工事を執行する場合に議決をお願いして、こういう土木関係の場合は許される範囲内でやっていくということで、自治法上の長の専決の範囲にあるかどうかということにつきましては私の考え方といたしましてはこれは時によっては考えられないこともないと思いますが、特別の以外は専決の範囲ではないのではないかという感じです。その辺は180条でもって措置する以外は今のところ考えられないのではないかと、これは地方課の方にもそういうことで大変困っているということで確認いたしましたら、それは議会の権限であって議会が委任するかどうかは決めることであると、そのような説明を聞いているものですから、今後もこういう議案が出て来た場合に同じことを繰り返しても困りますので、この辺は皆さんとご相談申し上げながら専決事項として委任をいただければその都度議会上げることが出来ますが、即契約の変更の専決は現在の制度では出来ないのではないかと考えていますので、この辺はこれから研究していかなければいけないかと思っています。

○ 13番（松島重克君） 専決処分についての解釈に触れておられるわけですが、これは見解の違いではないかと思いますが、私はこの議案に関しては専決処分をなさる方が良かったのではないかと思っています。実質的に専決処分になっているわけですから。つじつまを合わせるために議案として出て来ているだけで実質的には専決処分ではないですか。聞くところによ

りますと殆んどの工事は終わっているようであります。だから正直に申し上げまして議会としてこの議案を審議するにはどこをどのように審議していいかわからないんですよ。工事は終わっているんだから。終わった事業に対してどう審議していいかわからないんですよ。だから通常の議案のように議決したからには責任を持たなければいかんという考え方が伴わないんですよこれは。

結局議会の立場から言わせてもらいますと手続きにおいて手落ちがあると言わざるを得ないんです。

この議案どこを審議するわけですか。事業はもう終わっているのに。私はそう思っているんですがね。

当局はどうお考えですか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 今までの経過を補足したいと思います。実はこの種の工事というのはそうざらにあるものではございません。当初契約内の精算設計というのもあります。

と言うのは個々の細分化された事業の変更が出て来るわけですね。そして最終的には精算設計という過程が来るわけです。契約範囲内からどうしても調整していくととび出す場所があります。これは事業全体がひとつの工事になっておりますので、その工事の中には増えたり減ったり変動が出て来る場合があります。こういう場合について精算をしなさいと、今回の事業の場合には落札残が大分ありまして、工事変更を行ないまして議会の議決をもらうということで第1回目の変更手続きを踏んだわけです。それで更にまだ落札残がありまして、これを我々としては2次製品を扱う部品の値段というのが、1個でも1万、2万と相当の額がかかりますので、用心してかかってその予算というものを煮詰めて来たわけです。そして最終的に出て来た工事の中で増減があつてそれだけを追加しなければ工事は完成出来ないといったような状況であるわけです。こういった事業というのは全部がそういう事業になるということではありません。ですから継続事業に限っては特に出て来るわけです。普通の年度内事業については枠内精算設計というものもあるわけです。

こういうことで軽易な変更にかかわることについては、どうしても議会の皆様のご理解をいただいて、長の専決が出来るような対策が必要でないかと、今のような状態で議案を提案しても形式的な議案の提案ということになりますので、そういう軽易な変更については長への専決の範囲を制定していただきたいと思ひます。

○ **13番（松島重克君）** そのお話は補足説明の時に十分お聞きしたお話なんですよ。だからそういうお話も聞いているから、当局の立場もわからないでもないということはどういうことなんです。しかし、議会の立場も考えていただかなければ困るんですね。だから通常

の議案と多少扱いが変わるか分からないが、議会が処理出来るような時期を考えてもらわなければいかんということですよ。お互い立場があるからお互いの立場が立つような方法で考えてもらわなければいかんということですよ。現在の議案の取り扱いというのに苦慮しきっているんですよ。もう少し議会の立場も考えて議会が最低限処理出来る範囲内で出して来てもらわなければいかんのではないかと思いますけどね。

どうですかその辺は。

○ **村長（新城繁正君）** これはおっしゃるとおりでございまして、私共としてもご提案申し上げるということは、皆さんに対してご無理であるということは十分承知しているわけですが、ただ処理をするという段階でどうしても議会の議決をお願いしないとその工事の後始末が出来ないということ等もございまして。まあ立場立場もありますが、自分達の主張だけを通せということでも申し訳ないんですが、そういうことでこの事項につきましては、今回ご無理を申し上げているということは、正直な気持ちでございまして。従ってこれからもこのようなことになると長と議会の関係においてもまずいことですし、今後は処理出来るような形のものを出来ないものかどうか、これから十分検討しなければいけないと思っています。

今回の場合は、事後処理ということにつながっていますので、ストレートに処理出来るものではないという気持ちの方も十分分かるわけですが、性質上そういうことであるということですので、そのようにお考えいただいて何とか処理をしていただきたいと。なお、今後は十分検討いたしまして議会の権威や長と議会との関係につきましても、十分均衡が図られるようにしていかなければいけないと思っています。

○ **議長（玉城一昌君）** 議案第29号、議案第30号、議案第31号の質疑は中止いたします。これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ **13番（松島重克君）** この県営で計画されております土地改良事業はどのような事業になっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○ **建設課長（古我知 清君）** この事業は線事業で面の事業ではありません。農道工事でございます。延長が5,600メートルになっております。幹線が3,420メートルで支線が2,180メートルです。農道も土地改良法の一環として取り扱いされているということです。

○ **13番（松島重克君）** 樹園地過疎基幹農道ということになりますと、その周辺には土地改良対象になる計画がなされているのではないかとと思うんですがね。全体的な事業としては、どういうものが対象になっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○ **建設課長（古我知 清君）** 私の方で担当しているのは、線の方なんですけど、実はその周辺が殆んどがパイン園でございまして。改良計画につきましては、経済課長の方から答弁が

あると思います。

○ 経済課長（平良 晋君） この基幹農道の終点付近、旧大東パイン工場が貸地していた周辺を土地改良総合整備事業で59年度着工予定です。

○ 13番（松島重克君） そういう事業を計画されて、それに伴う分担金が20,000千円出ているようですが、土地改良法の91条からしますとこれとどうなるのかなという疑問が出て来ているわけですが、91条の条文の解釈をどういうように持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時07分）

再 開（午後3時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（仲村順三君） 土地改良法91条第1項は都道府県営の土地改良を行う場合にその地域内にある土地については、その地域内の3条資格者から分担金を徴収することが出来るとありますが、それを第2項の方で都道府県営の土地改良事業に当って当該市町村の議会の議決を経てその事業に要する費用の一部を負担することについて、同意をした場合には、市町村でもその分担金を負担することが出来るというふうになっておりまして、今までも農道については村で負担しておりましたので、この事業についても村で対応しようということでございます。

○ 13番（松島重克君） 議会の議決が得られればこういう方法で出来るということですが、例えば、議会の議決を得られなければどうなるのかお聞きしたいと思います。

○ 助役（仲村順三君） 議決が得られなければ第1項の3条資格者からの徴収をしなければいかんのではないかと思います。

○ 13番（松島重克君） そこで感じられるわけですが、土地改良事業は他でもされているわけです。その他の土地改良事業とのかね合いもありますので、お聞きするわけですが、結局、この支線が受益を受ける人達の土地まで入っているのではないかと思います。そういうことを考えた場合に、他の土地改良事業と取り扱いは全く同じになっておるのかどうか。

○ 助役（仲村順三君） 他の土地改良事業となれば、これまでの団体営を指していると解釈しますが、団体営の場合は面、線整備を含めて整備してありまして、ご承知のように負担金の6.25%の負担であります。

○ 13番（松島重克君） だから他の土地改良とのかね合いを考えた場合に取り扱いと同じであるのかどうかですね。もし、他の土地改良からこの場合は、特別な取り扱いではないと

いう声が出はしないかという懸念でお聞きしているわけですよ。そういう点を分かり易くしなければいけないとお答えいただきたいと思います。

○ 助役（仲村順三君） 今まで補助事業にかかわる農道については、総て村が対応分にかかる分は負担しております、今回のものについても村で負担したいということです。今まで済みました土地改良の地域の方々から理解は得られるのではないかと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 本案の質疑を中止いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 35 分）

再 開（午後 4 時 25 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、村長から提出された議案第28号及び議案第32号について、訂正したい旨の申し出があります。

この際、議案第28号及び議案第32号訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第32号 訂正の件は、日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第 8 議案第28号及び議案第32号 訂正の件を議題といたします。

村長からの訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 度々申し訳ございませんが、ご指摘いただきましたか所について、議案第28号について記の中で期間は明記されておりますが、条文として24条が抜けておりましたので、23条の次に24条を加えたいということでございます。

それから32号ですが、村が負担するということは記の方では明確になっておるのに土地改良法91条だけでは不明確ではないかというご指摘もございまして、条文を検討いたしましたところ、村が負担する場合はやはり91条第2項と明確にしたいということです。よろしくお願いたします。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第28号及び議案第32号の訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、訂正の件は承認されました。

議案第28号の質疑を継続いたします。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

議案第32号の質疑を継続いたします。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時33分)

再 開 (午後4時58分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

8時まで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間は8時まで延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時59分)

再 開 (午後7時59分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後8時00分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第15号) 昭和58年3月29日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月29日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月29日 午後2時57分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	総 務 課 長	崎 山 勝 正 君
助	役	仲 村 順 三 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	高 江 洲 修 君
教 育 長		宮 城 松 一 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第15号）

日程第1	日程第26号	教育委員会委員の任命について
日程第2	議案第27号	大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約の変更について
日程第3	議案第28号	大宜味村村有地の貸付について
日程第4	議案第29号	津波地区簡易水道工事（第一工区）請負契約の変更について
日程第5	議案第30号	津波地区簡易水道工事（第二工区）請負契約の変更について
日程第6	議案第31号	津波地区簡易水道工事（第四工区）請負契約の変更について
日程第7	議案第32号	県営江洲地区土地改良事業（樹園地過そ基幹農道）に対する土地改良法第91条第2項の規定による分担金の負担について
日程第8	議案第18号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第19号	大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第26号から日程第7 議案第32号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時05分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第26号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第27号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 大宜味村村有地の貸付について採決いたします。
本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第32号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 県営江洲地区土地改良事業（樹園地過そ基幹農道）に対する土地改良法第91条第2項の規定による分担金の負担について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時08分）

再 開（午後1時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第29号、議案第30号及び議案第31号の質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

13番、2番、6番、7番、8番、11番、1番、9番、12番退場。

休憩いたします。

休 憩（午後1時41分）

再 開（午後2時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

議案第18号及び議案第19号を日程に追加いたし、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号及び議案第19号は日程に追加し、先議することに決しました。

日程第8 議案第18号及び日程第9 議案第19号を議題といたします。

これより議案第18号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第19号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時37分)

再 開 (午後2時38分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第18号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時40分)

再 開 (午後2時56分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後2時57分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第16号) 昭和58年3月30日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月30日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月30日 午後4時55分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

7番議員 宮 里 盛 順 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	照屋林克君	教育委員会 総務課長	高江洲修君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第16号）

日程第1	議案第20号	昭和58年度大宜味村一般会計予算
日程第2	日程第21号	昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第22号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
日程第4	議案第23号	昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算
日程第5	議案第24号	指定金融機関の指定について

7. 会議に付した事件

日程第1	議案第20号	昭和58年度大宜味村一般会計予算
------	--------	------------------

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時09分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第20号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 総括的な面からの質疑をお願いいたします。

説明に当って予算編成に当ってはかなり苦慮したと、これは勿論財源が窮屈であるということでしたが、その中で私の記憶にあるところでは特に3節、9節、11節、12節あたりで最も顕著であるということでしたが、何故この辺から削減したのかという事情について、お伺いします。

○ 助役（仲村順三君） 歳入と要求額に相当な差がございまして、どうしても歳入に見合う予算編成ということになりまして、調整の段階でどの節から調整するかということで検討しまして、担当課や係と2回程ヒヤリングをしまして、方針としましては補助事業にかかわるものは、減ざるわけにはいけないというわけで、自主財源から出るものについては極力調整減しております。

3節については時間外手当、9節については県外出張は総て減にしようとして、それから調整をして出している予算については、当分の間それで対応してもらおうということで、減じています。11節については自主財源のものから減じております。

○ 13番（松島重克君） こういう節から大きく削減されておるので、疑問を感じているんですがね。何故こういうところから削減されておるのか。こういう削減の仕方ではこれにかかわる事業がはたしてうまく執行出来るのかどうかという疑問を持つわけですが、当局はどうお考えでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 事業は導入したが、調整のために那覇にも行けないとなると事業の執行はどうなるのかというご心配だと思っておりますが、そういうことも調整の段階で事業に伴うものが最優先されるということでございまして、又、出張の場合は公用車を効率的に運用するとか課間の出張をうまく調整しまして一緒に行くとか工夫をしまして、支障のない

ようにしようではないかという基本的な考え方を持っております。しかし1か年間そのままというわけにはまいりませんので、交付税の決定や決算の段階で補てんしていかなければいけませんので、そういうふうな考え方に立ってまあご覧いただければお分かりのとおり変則的な予算と申しませうか、予算編成の建て前からいたしますと十分に対応出来てないと我々もそういうふうに考えますけど、どうしてもやり繰りしなければいかんということで、当面の対応ということでそのように変則的になっているということです。

○ 13番（松島重克君） 今おっしゃったように事業とにらみ合わせて十分調整された上で削減されているということであれば非常に結構なんです。しかし、この予算或いは補足説明をお聞きした時点ではどうもそういうように感じられないわけなんです。各課から出しました予算要求に対しまして削減の仕方はどうであったのか。

補足説明の段階では3分の1削られたとか何%に落されているとか、こういう削減の仕方が行なわれているような感じを強く受けたわけです。又、何円という端数が出ているということからしても率で落されているのではないかということは、十分に感じたわけなんです。はたして先程村長がおっしゃっておられたように事業とにらみ合わせながら十分調整して各課から出た予算要求を削減されておるのかどうか。この辺はいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 十分と申し上げましたけれども、事業部門との調整で100%調整されているということではございませんで、十分という表現はまずかったかも知れませんがそのような形で一応運営して欲しいということで、それでも各課の要求には十分応えてないというのが実情でございます。

○ 13番（松島重克君） 各課から出されました予算要求額の削り方はたぶん私が申し上げたような削り方が実際にはなされているのではないかと思います。事実補足説明の時には各課からそういう話が出ているわけです。これは何%削られていますとか、これは何分の1になっておりますと、そういう削り方でなかったですか。

○ 助役（仲村順三君） 確かにご指摘のように比率減で調整したのもございます。ところが調整の段階で、例えば9月議会までに是非必要だというものや12月議会までどうしても欲しいというものの調整をしまして、出来るだけそういう考え方で進めて来たわけです。ところが中には、例えば需用費の中に多くの項目がございまして、例えて申し上げますと給食センターについては、細い積算が出て来ておりまして、いちいちチェックしていくには相当いろいろ問題がございましたので、そういうものについては2分の1とか3分の1減とかの形での調整も中にはあります。

○ 13番（松島重克君） だから先程のお話とは多少変わって来るのではないですか。事業とにらみ合わせて十分調整の上でやったと、そう言えないものもあるわけですね。

現に説明の中では予算要求額の中で14節と16節は認められた。ところが需要費がバツサリやられていると、そうしますと折角組まれている14節や16節は事業執行出来るかどうか。こういうようなことは、結局事業とにらみ合わされていないということなんですね。

こういうことからして、案外率でバツサリやられたものがかかなり多いということになるのかと思うんですが、そうではないですか。

○ 助役（仲村順三君） 調整の段階で9月或いは12月までということ調整をしまして、それでもなお減じなければいけないということになりまして、確かにご指摘の面から何分の1減というふうなことも最後になってやむを得なくて、そういう予算の編成をさせていただきます。

○ 13番（松島重克君） 補足説明の段階で各課からどうしても事業を執行するに当って必要であるので復活が予定されているという説明がかかなりあったわけですが、そこ等辺で疑問を感じるわけですが、財源が乏しいということで、こういう削減の仕方をせざるを得なかったと言っておられるわけですが、既にその時点で復活が約束されているというお話を聞きますと、これはどうなっておるのかと頭をかしげざるを得ないんですが、これはどういうことでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 私の基本的な考え方といたしましては、総計主義でやろうということでございましたが、要求額を詰めてみますとこれは収支のバランスが取れないという報告がございまして、そうであれば去年もそのようにお願いを申し上げて予算を認めてもらったわけですが、又、同じことを繰り返すことで申し訳ないんですが、一応私共の実状はこういうものですからお願いしようということで、各課とも十分ではないが調整しているということです。交付税等の決定の時期を見図って補って正常な姿に戻さなければいけないという考え方で復活ということで、説明等で出て来たと理解しています。

○ 13番（松島重克君） 今の答弁はどのように受け止めていいか困るんですがね。各課の説明では復活は約束されておりますと、そして村長は自らおっしゃったように総計主義というようなことをおっしゃっておられる。そうであるならばやはり通常の予算編成があつて然るべきだと思うんですがね。前年度はこれで通ったというようなお話であります。それでは理由にならないと思います。議会構成が変つておるわけなんですね。又、良くないことは改めるべきだということもお分かりだと思います。この辺はいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘のとおりでございまして、提案している私としても率直にこれで十分運営していけますというようなこと、要求どおりに完全に復活出来るのかということになりますれば、現在の立場からすれば自信を持って申し上げる段階でございませぬ。従いまして、これで行政の運営を100%やっつけていけるのかということで議員の皆さんがご心

配いただいていると思いますが、我々といしましては、財政状況を十分把握しながら、やはりこれは本来の姿でないということは十分私も分かっております。又、皆さんにこういう形でお願いするというのも本来あるべき姿ではないというように一応理解はしているわけですが、どうしても収支の調整もしなければいけないという実情もございますので、どうしてもやむを得ない措置でございまして、当分そのようにお願いをいたしまして、努めて財源を確保するという努力をしてなるべく早い時期に完全な姿に戻すように努力してまいりたいと思いますので、よろしく私共の実情をご理解いただければ有難いと思っているわけです。

○ 1番（平良森雄君） 水産業振興費の13節、漁港波浪漂砂調査ですが、これは前に説明受けた時に57年度予算で550千円組まれていたんですね。それが58年度において県がやるということで、2,000千円になっているわけですが、これは調査の内容が違うんですか。

○ 経済課長（平良 晋君） この委託事業は特殊事業でありまして、沖縄にコンサルがないということで県の方が他の町村でもこういうことが予定されているということで、コンサルをあっ旋をしたいということでございます。そういうことで県がやるということではないわけです。

確かに前年度の予算計上のミスもありまして、護岸工事をする場合に確認探査をやるべきのを57年度には計上されてなかったということで、事業をする場合に、この委託料の中から一応回していたということで最終的には波浪の漂砂調査が500千円残ったということです。

○ 1番（平良森雄君） この調査によって予定されているか所が多少なりとも変更される可能性があるのか。

○ 経済課長（平良 晋君） 現在国で認可されました場所については、波浪調査によっての変更はないと思います。堤防の方向や長さなどの変更は出て来るものと思われま。

○ 13番（松島重克君） 財産管理費にかかわる事柄についてお聞きしたいと思います。最近聞くところによりますと、村有地が農業開発公社に貸地させているようですが、この経緯についてお伺いしたいと思います。

○ 助役（仲村順三君） ご質問の場所は喜如嘉当山地域でございまして、以前に村が直営の苗ほとして農地造成した場所でございます。それで現在は開発公社に貸してございまして、その開発公社から農家の皆さんに貸して利用している地域でございまして、前の村長が村直営の苗ほは止めた方がいいということがありまして、又、その地域を喜如嘉の農業青年者が是非利用させてもらいたいということがありまして、それで村長の方針でこの土地を開発公社に貸して農業青年者に利用させようということになりまして、村長から農業委員会にその手続き等をお願いしまして、その当時貸りた人と違ってはいますが、現在マンゴー園として貸付されております。

○ 13番（松島重克君） 農業開発公社に貸地させる時点でどういう手続きを採られたかということになるんですが、農業委員会に任せたということですがその他にも手続きが必要でなかったかどうか。この辺どうお考えであるのかお伺いしたいと思います。

○ 助役（仲村順三君） その当時私は経済課長で作業は主に農業委員会が進めたんですが、長との話し合いの中で農地法上現況が農用地である場合は農地法を適用するわけですが、その当時の考え方は農地であるので農地法による貸地の仕方によって公社に貸付けたということになりますが、その時点で他の手続き等の検討をどうしたか私も記憶ございませんが、農地法によって村が小作地をもてないということで公社に貸付けたという手続きが採られていたと思います。

○ 13番（松島重克君） 今のお話からしますと手続きに落ち度はなかったというように受け取ってよろしいですか。

○ 助役（仲村順三君） 村長と公社で貸地契約を交わしておりまして、その代金も10年一括払いということで村に納入してありますし、今のところどうい手続きが必要であったか思い浮かばないんでそれで良かったのではないかと思います。

○ 13番（松島重克君） 過日、議会が村内視察をした時点で現地を見ているわけです。当然助役も現地を見て経緯を知った上での答弁であろうと思っているわけですが、なるほど苗ほであったということからしますと畑ということになっていると思います。ところが農地法に基づいて農業委員会に任せて農業開発公社に貸地させたということは別に問題なからうかと思いますが、しかし、それだけでは済まないんじゃないですか。

耕地になっている所だけを農業開発公社に貸したのではないでしょう。

○ 助役（仲村順三君） その貸地作業を進める場合に私は現地の立会いをしておりませんでその当時立会いた農業委員会事務局の方から説明を受けていますが、一部山林状態の場所も入っているということです。

○ 13番（松島重克君） 貸地させている所の面積からしますと当然林野も入っているということはもうはっきりしているのではないですか。特に当時所轄であった助役は現地に行っておられないと言っているんですが、しかし、これだけの面積を公社に貸すということは掌握されていたのではないかと思いますよ。と同時にここ数年来村有地の問題についていくらの問題が出ていますか。だからそういうことも十分注意を払って処理されているのではないかと思ったわけですがね。それで手続きは十分なされたのかということをお聞きしたわけです。この手続きで十分ですか。

○ 助役（仲村順三君） 公社と貸地契約している区域を再確認して、その区域以外にはみ出ているかを再確認して、公社と契約以外にも用地が拡大しておればそこに問題がありそれ

りの手続きを踏まなければいかんと思います。

○ 13番（松島重克君） 問題のとらえ方がおかしいのではないですか。

今の問題は既に契約されたものについてお伺いしているんですよ。現在公社と契約されている範囲内において林野が含まれているということは明確でないですか。境界は谷間からなっているということなんですね。現在やっている方々は公社との関係で直接村とは関係ありませんのでどうこうと言うことございませませんが、直接の関係のある公社との貸地契約を結ぶ時点で勿論農業委員会がやる手続きもあったでしょう。しかし、それと併わせてやる手続きもあったんじゃないかと、問題はこれなんですよ。

○ 助役（仲村順三君） 農業振興地域整備に関する法律がございませませんが、これは農振地域内の農用地区域の設定を法に基づいてやっておりますが、この地域は農振法に基づいて農用地区域と位置づけてございます。それから農地法という農用地は現況農用地及びその周辺の防風林も含む地域を農地法という農用地という考え方で山林にも一部くい込んで貸地契約をしたわけです。

○ 13番（松島重克君） 私が申し上げているのはもっと身近な問題なんですよ。林野を貸す場合は何の手続きが必要ですか。

林野条例があるのではないですか。先日の東に貸す道路の問題でもそうでしょう。なじまないが財産管理の問題からやむを得ず林野条例を適用したと言っておられるでしょう。この問題についても初めてのケースであり適用する条例はないかどうかと、そのぐらいの検討はして然るべきでないですか。仮に当局がこれは全部はなじまないということであれば、林野条例に適用する部分だけでもそれなりの手続きを採るべきではないですか。林野を貸地させる場合はどういう手続きが必要であるかということはすぐ分かるのではないですか。

○ 助役（仲村順三君） 確かにご指摘がございませ林野条例の23条の手続きが踏まれてないということでした、大変申し訳なく思っています。

○ 13番（松島重克君） 先程も申し上げましたが、ここ数年来村有地の問題についてあれこれ問題が続出しておりますのでこういう問題には特に留意してもらわなければいかんということと、それから新しいこういう問題が出た場合には議会に諮問するとかいうことぐらいはお考えになっていただかなければいかんのではないかと思いますよ。やはり慎重を期さなければいかんということです。今まで余にもそういう失策が多かったということです。今後のこの件についても公社と契約されておりますから今更どうこう申し上げる必要もないんですが、やっぱり財産管理というのは立派にやってもらわないと住民がどう受け止めるかということがあるので申し上げているわけです。

その辺は留意していただきたいと思いますがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 大変大事なご指摘でございます。ご指摘のとおり林野と農用地となれば当然明確でございまして、そこに気が付かなかつたということの結果ご指摘のようになっているわけですので、財産管理の問題につきましては度々お詫び申し上げているわけですが、管理上の適正化をしていきたいと思えます。

○ 13番（松島重克君） 復帰後村が小作地を持たないということで貸地は原則としてやらないというふうに受け止めていたわけですが、前にそういう陳情が出ましてそういう趣旨をくんで土地開発公社等を経由して貸すというようになっているようではありますが、これは新しい産業を育成しようというお考えからだろうと思えます。

もし、今後そういう人達が出た場合には十分検討なされて今回のような措置を採られるお考えがあるかどうかお伺いしておきたいと思えます。

○ 村長（新城繁正君） 村の農業振興或いは農業青年の育成という陳情がなくても村有地の有効利用ということでそれが農業振興の上に役立つのであれば、適法な手続きを採って活用する方向でやらなければいかんのではないかと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時28分）

再 開（午後2時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

質疑続行いたします。

発言を許します。

○ 11番（山川正行君） 不動産売払収入として村有地売却代60,000千円計上されておりますが、説明によりますと津波の27林班ということですが、これは復帰前からの小作地と思えますが、その方々を優先に払い下げるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 前からの貸地で払い下げ条例等でも優先権というのがうたわれていますので、又、現に耕作している方々からも要請があります。そういうことに鑑みまして払い下げをする場合には希望されればその方々を優先に考えていきたいと思っております。

○ 11番（山川正行君） 説明の段階でこの地域の払い下げは公社を通じて払い下げるということでしたが、それに間違いはないですか。

○ 助役（仲村順三君） 出来れば公社を通して払い下げしたいという考え方を持っております。

○ 11番（山川正行君） 公社を通じて払い下げの場合には年齢の制限とかがあると思えますが、そういう場合にはどういう形になるのでしょうか。

○ 助役（仲村順三君） 公社を通じて払い下げする場合にはいろいろ条件がございまして、

これは農業従事者が2人以上ある農家、或いは年齢が60歳以内であること、それから現に農業に従事しており今後も農業を意欲的にしていこうという農家、そのような条件が付されております。

○ 11番（山川正行君） 公社を通じた場合には当然先程の答弁がありました条件に前から貸地されている方々の中には該当しない人もいると思われませんが、そういう場合にはどうなるのでしょうか。

○ 助役（仲村順三君） こういう方々の場合には農業後継者がいる場合、或いは将来農業を引き継いでやるという後継者の目処がついている農家には貸付け出来るようです。

○ 11番（山川正行君） 60,000千円計上されているということは当然予定されている価格があると思うわけですが、この価格の最終的な決定については当然条例に従って委員会に諮って決められるものと思います。ところが予算の中には払い下げ調整委員会の報酬は計上されてないです。これは何時頃なされるのかお伺いします。

○ 助役（仲村順三君） 確かに予算には報酬や費用弁償は計上していませんが、この予算が議決になりましたら6月議会まではやりたいと考えています。

○ 11番（山川正行君） 6月までにやりたいということですが、これは当然60,000千円計上されているわけですから必要経費は当然計上されてなければならないわけですね。

払い下げに当って現段階でこの払い下げに該当しない方がいらっしやるのか。もしおればこの払い下げ価格に変動があるのか。例えば今まで耕作して来た人が払い下げる場合と別の人が払い下げる場合に差があるのか。現況の農地を払い下げる場合と林野を払い下げる場合に価格に矛盾が出て来ますね。

もしこの該当者が出て来ない場合に別の人が払い下げるという形になろうかと思いますが、その場合に価格に差をつけられるのかどうか。

○ 助役（仲村順三君） 確かにこういう問題も出て来ると思います。予算を見積る場合に現況を畑、山林を各々0.5%にしまして畑の単価を農業開発公社のを本村内でこれまで売払いの実施をして来た単価を参考にしてあります。山林の場合も同じです。

現に貸地している方を優先にするということになっておりましてそういう方々を優先にしまして、なおその払い下げ地域が余分が出た場合には他の希望する方々にも払い下げしなければいけないのではないかと思います。

現在農耕している方々と新規に農用地として取得をしたいという方々が出て来ることが予想されますが、現在耕作されている所は前から貸地している方々が希望されると思いますが新規の方々は未耕地にしかあてはまらないのではないかとこの予測がされますが、その辺については調査委員会に諮って検討した方が妥当ではないかと考えています。

○ 11番（山川正行君） 貸地者が払い下げるのが前提ですよ。ところがこの貸地者が該当しないので第3者が払い下げる場合にこの価格に違いがあるのかということです。

○ 助役（仲村順三君） これは等級によってやる以外にはないと思います。

○ 1番（平良森雄君） 教育費の統計調査費の8節に幼稚園問題研究費として260千円計上されていますが、補足説明でも伺ったと思いますがもう一度それについてお答え願えませんか。

○ 教育長（宮城松一君） これは幼稚園について研究会を組織して検討させたい事項が沢山ありますので、人員にして22～23名になると思います。年間4回程度の会合を予定しております。

○ 1番（平良森雄君） 本村の過疎地域振興計画書の中に本年度大宜味幼稚園建設、鉄筋コンクリート203平方メートルを造る計画がされているわけです。幼稚園教育の充実を図るため村内幼稚園構想を推進し関係者のコンセンサスを得てその実現に努めるというふうなこともうたわれているわけですが、これは白紙に戻すお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） 1園構想をそのままでもいいのかどうか。そして住民の声を聞きたいということでこの研究会を組織したいと思っています。

○ 1番（平良森雄君） 当時は在籍も減っていくし1園にしようという構想も出来たと思うんですね。今になって1園にしたらいろんな都合の悪いことがあるから1園構想をもう一度考え直そうという意味なんですか。

○ 教育長（宮城松一君） 委員会で議題に上げてやってみましたらこれは非常に大きな問題であるので、委員会だけの判断だけでは、ちょっと住民の声も聞きながらやった方が妥当でないかということで委員会の審議の上こういうふうな構想が出ていますので、委員会では一応これは調査しなければならぬということでこうなっています。あらゆる階層あらゆる方法でアンケートなどをやってみて、どっちがいいかはっきりさせて委員会の決議をしたいと思っています。

○ 1番（平良森雄君） 当時PTA会長をしていて大宜味校区津波校区に幼稚園を設置してくれということで村当局といろいろ話し合ったんですけど、その中で幼稚園は統合するからということをおっしゃっていたと思います。それで大宜味小学校の100周年の記念誌の中にも将来中央幼稚園を造る場合には大宜味小学校の敷地の中にやろうということで、又、教育長との話し合いの中でも中央幼稚園を造るなら大宜味に持って来なければならないなあということで我々としても100周年の計画の中にも載せたつもりなんです。我々はそういうふう理解しているんだけど現在の教育長のお考えはそれについていかがなんでしょう。

○ 教育長（宮城松一君） 1園にしたら何処へするかという委員会の方針は決っております。

せん。今のところ1園にするならば中学統合みたいに推進委員会を作ってやらなければ大きな問題になると思っています。

○ 1番（平良森雄君） 我々は我々の立場で理解していたつもりなんですけど、それで中学は始めてから10年余もかかっているわけですね。そうすると今から村民のコンセンサスを得るとかということならこれは随分年月を要すると思うわけですね。何年頃という目処付けはやっておりませんか。

○ 教育長（宮城松一君） 今のところ目処というのは作っておりませんが、今年中で幼稚園のことについては我々委員会の方針を打ち出したいと考えています。

○ 9番（平良 実君） 老人福祉費の11節の中に57年度までは老人スポーツ諸費というのがありましたが、今年は計上されてないわけですがその理由についてお伺いいたします。

○ 厚生課長（照屋林克君） 去年の老人婦人スポーツ大会終了後の役員会の反省会の中で58年度から老人婦人の両団体の両方で役場を離れてその取り組みをしてもらいたいということで話し合いました、それではそういうふうにしましょうということで自主的に運営していくということでしたので、それでは補助金でもと我々は考えましたが補助金でも予算措置はされてないわけです。

○ 9番（平良 実君） 55年度、56年度は300千円、57年度は150千円、58年度は削ったということは村当局としては両団体の手でやるんだというお考えであったのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 私共としましては当初の世話は十分対応出来たと団体の自主的な運営というものにある程度期待をしなければならぬということで、要するに役場の主催というよりも老人婦人の組織は十分強化されて経験も積んでおられるので自主的なスポーツ大会をお願いしようということであります。方向といたしましては助成をする必要はないかという話は出ています。ただ、村が補助金を出している中からスポーツ大会の予算を計上して欲しいと、そして運営についての協力は私共としてもやりましょうということでご理解を求めているところであります。

○ 13番（松島重克君） 一般管理費の19節に辺高体育館電気照明設備備品整備補助金として1,900千円、名護商業高校体育館付帯設備建設補助金273,600円が計上されているわけですが、これはいろいろ検討されて必要だということで計上されていることは分かりますが、法律的な面からの解釈についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 辺土名高校の件につきましては最初校長とPTA会長名で3村で6,000千円程度の補助を出してくれんかということで要請がございまして、そのことにつきまして3村の助役、総務課長で話し合いして決めようではないかということで改善センターで話し合いをして金額の割り当てをしたわけなんですけど、その時に地方財政法に抵触す

るするのではないかという感じがありまして、そしてその旨を高校に申し入れをしまして、そうしたら文書を変えましょうという連絡を受けまして文書の取り換えがあったわけですが、はっきり申し上げまして私等はその文書についてそれでいいだろうと思ひまして地財法との照会はしておりません。詳しく調べてやるべきであったと思ひますがやってないのは事実であります。

それが抵触するかしらないかは私自身はつきり答が出ておりません。

名護商業の件につきましては北部市町村会の方で要請があつて審議して関係市町村に割り当てているということで予算化してくれという要請文がありましたので今年限りということで計上しています。

○ 13番（松島重克君） 今おっしゃったことは間接的にも聞いておりますのでおよそそういうことだろうということは分かるわけですが、予算審議の段階でやはり気になるのは法律とのかかわり、だからこれをどう解釈してどう進められているのかということをお伺いしているんですが、そこまで考えてないということでは困るんですがね。計上しておられるからには当然そういう面はお考えになっているだろうと思つてお伺いしているんですよ。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かにおっしゃるとおりでございまして、私等もその時に地財法との関係で問題はないかということで国頭村が地方課に問い合わせしたところいいのではないかという返事をもらったということで、それで私等もそれを信じまして計上しているということにして、勉強してないということにつきましては申し訳ないと思つていますが、他からの資料で予算を計上したということは今後直していきたいと思つています。

○ 13番（松島重克君） この予算の計上の仕方、或いは説明からしますと当然地方財政法に触れているとしか考えられないわけです。これは必要であるかどうかということは別問題としまして、法的な解釈の場合を申し上げているんですよ。特に議会はご存知のようにそういうことを踏まえて審議する機関でありますので、それであえてお尋ねしているわけですが、これは総務課長苦しい答弁をされておりますが当然これはお分かりだと思つたんですよ。地方財政法からすると県が我々のような貧弱な財政の村に責任を転嫁するという形はいけないということはおもう明確にされていることなんですよね。だからその辺をどう法的に解釈するのかと、だから先程申し上げたようにそういう根拠に基づいて審議しないと、ただ必要だからとか子供達のためにということだけでは議会の審議はちょっと難しいわけなんです。必要であるということは分かりながら現に法律というのがあるからにはそれをまげるわけにはいかないというのがあるものですからね。

だからそれをどういふように解釈されているのかということをお聞きしたいんですがね。長はこれについてどうお考えですかね。

○ 村長（新城繁正君） 実際に補助金関係の細部について法の何処に位置付けるのかということについての勉強は不十分でございます。ですからこういうことの根拠について長としてみてももう少し追求しなければいかんかと大変恥ずかしいことですがそういうことを感じているわけですが、しかし、事務段階で一応はそういうものを提起して地方課との調整も図ったということでございますので、我々としましては抵触するかしらないかということは今のところはっきり申し上げられませんが、従来そういうものについては市町村会とか機関に確認をして計上すべきであるかということをやっておりますので、その範囲で今回も計上したということでございます。その辺につきましては今後私自身にしましてもいいことを提起していただいたというふうに受け取っております。

○ 13番（松島重克君） 先程から私は控え目に申し上げているんですよ。

はっきり申し上げましてこれは抵触しておりますよ。抵触していないという理論をお持ちであれば出していただきたい。県立高校が自らやるべきものをこういう貧弱財政の村に責任を転嫁するということは抵触しているのは当り前のことなんです。各自治体は各々の財政の守備範囲を守ると、それぞれの分野の財源をしっかりとやりなさいというのが地方財政法の趣旨とするところだと思えます。

先程地方課がそういうこと抵触しないだろうというようなことおっしゃっておられたと、事実そうであれば地方課の誰がこういうことを言ったのかと問題になりますよ。これが単なる個人の見解なのか地方課の統一の見解であるのかと。我々みたいな者でもこれは抵触しているということは分かるんですから。だから我々としても実情がそうだから何とかかなりはしないかなあと、だからどうというような法的な解釈を持っておられるのかなあとということをお聞きしたかったんですがね。分からないということであるならばこれどうなりますか。分からなければ通常どりの法律解釈ということになりますよ。じゃあこれは抵触していると。

そしてもう一点申し上げたいことは、これは度々こういう問題が出るんですね。そういう意味におきましても村の一貫した方針を持っておかなければいかんと思えますね。これをどうしても避けて通れなければ避けて通れるような方法を考えなければいかんと思えます。どうしても必要だから計上されているということは分かるんですが、ひとつこういう面の研究は十分力を入れてやって下さい。当局の見解はどうかと問われる時にはここをこういう見解に立っていますという答弁の出来るような姿勢を持っていただきたいと思えますが、過日の我々の研修会でもこういう問題出ていたんですよ。公立高校等の補助あれこれに対してはやはり厳重にチェックしなければいかんとテキストにも出ているわけです。だからあえて申し上げているわけですがね。何とか通すなら通すための根拠を自分達で造り上げなければいかんということなんです。そういうようにお考えありませんか。

○ 村長（新城繁正君） おっしゃるとおり根拠をはっきりしないで依頼されたからただ予算を組むということでは確かに筋が通らない話でございます。

私共といたしましてこういう要請がある場合にはたして我々が負担すべきかどうかということについては一応議論はするわけですが、今回の場合にしましても、辺土名高校の場合は3村の村立みたいなものだという自分達の地域の学校だからという考え方があるわけですし、又、名護商業高校につきましても北部市町村会が誘致をしたと、しかし、その時は北部3村は反対であったということですが最終的には市町村会の誘致で出来た学校だからやろうではないかという話がありまして、いずれにいたしましても我々みたいな貧弱財政の中で無理にお願いをしているわけですし、今後そういうものにつきましても事前に法令、或いは条例関係総て検討いたしまして負担しなくてもいいものや法的に根拠をはっきりしないものにつきましても出来ませんという格好で対応していかなければいけないのではないかというふうに考えています。今後この件につきましても十分研究いたしまして過ちのないようにしていきたいと思えます。

○ 1番（平良森雄君） 水産業振興費の19節にクロダイ養殖施設補助金が1,800千円計上されています。これは水産業奨励補助金交付規程には購入価格の50%以内というようにありますが、この1,800千円はどのくらいの金額になっていますか。

○ 経済課長（平良 晋君） 漁業者の方からは20%程の補助をして下さいというような願いは来ていました。それで1基2,000千円の予定でありまして、その中の20%ということでありました。

○ 1番（平良森雄君） 12,000千円の補助申請がされていると思いますが、これから水産業を発展させようという意気込みがあるのにこれでは余りにも少なすぎるのではないかと、今後産業を育成していくという村の基本的な方針があれば単なる補助をするということではなく育てていこうという気持ちがないのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 出来れば希望どおりという気持ちは持っていますが、先程来言っていますように出来れば団体の補助金は昨年並み、或は減額という形を取らざるを得ない現状でございますので、今回は20%の要請であったということですが15%程度の補助ということに至ったわけですし、決してこれは軽視しているということではございませんが今後こういう事業につきましても技術指導や研修などが出来るような応援も予算には出ないことでも側面的にやっていきたいということを考えているわけです。

○ 1番（平良森雄君） 稚魚の購入は補助金の対象になり得るのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） この交付規程からからしますと漁具機材と限定されておりますので、該当の範囲でないとしかお答え出来ないと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 46 分）

再 開（午後 3 時 59 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

質疑続行いたします。

発言を許します。

○ 1 番（平良森雄君） 財産管理費の13節に電話保守料として132千円ありますが、これは民間の会社に委託しているので委託料が出るということですが、電電公社に移すと保守料は要らないと思いますが説明後話し合いなされたことがありますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 電電公社にお願いすれば出来るということ、実はこのことを知ったのは去年の7月頃でして役場の電話を切り替える時に民間会社に申し上げまして相手の了解を得たわけですが、この予算にあるものは改善センターのものなんですが出来ただけ電電公社に切り替えていきたいと考えておりまして、次の議会あたりで補正減していきたいという考えを持っています。

○ 3 番（宮城功光君） 予防費の19節子宮がん検診婦人会補助金についてですが、婦人会の補助金要請の中に婦人会として500人を組んでいるわけですが、説明の中では前年度実績を踏えてということでしたが、前年度は約360人程だったと思いますが、婦人会は相当数おられると思いますが300人となっている根拠について説明願いたいと思います。

○ 厚生課長（照屋林克君） 婦人会長名で300人の補助金を組んでもらいたいという要請を受けて計上しています。

○ 3 番（宮城功光君） この要請書は会長名で来ているんですか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 会長名ということに係から聞いています。

○ 3 番（宮城功光君） 社会教育総務費の19節、婦人会が100千円青年会が50千円前年度より減額になっておりますが、その件についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 要請は50千円ずつ多かったわけですがこれ以上は財源がどうしても見い出せなくて少なくしてあります。

○ 3 番（宮城功光君） 婦人会や青年会の育成に他の予算措置等は考えてないですか。

○ 教育長（宮城松一君） 行事の時に委員会との共催がありますのでその時に需用費に上乘せしたりしているわけです。

○ 11 番（山川正行君） 教育費の統計調査費の13節、幼稚園問題研究会費についてですが、この幼稚園問題は議会としても以前から十分に関心を持ちながら関して来ましたが、先程の

答弁の中に年4回の会合を計画しそして委員会の方針を打ち出したいという答弁でしたが、そうすると過疎計画の中にある58年度実施の方針はどうなりますか。

○ 教育長（宮城松一君） 前に1園にすることは住民の声を聞いているのかという指摘がありました。前にも申し上げたとおり過疎計画の計画を出す時点でただ話し合いだけでやって住民の声を聞かなくてああいう計画を提出している関係で、もう1度住民の声を聞いて1園がいいのかアンケートを取って、そういうことからこの研究会の答申を得て委員会の幼稚園に対する問題の解決を決定していきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） じゃあ過疎計画にある委員会の方針は誤った方針であるわけですね。これは議会も議決しているんですよ。これはどうなりますか。この方針に伴ったための予算でなければならないですよ。どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 1園の構想についてアンケートを取ってそれによって委員会の判断にもっていききたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） 1園の方針に沿ってこの調査を進めるということですね。そうすると先程の答弁にありました今から方針を打ち出すというのは誤ったということになりますね。今から委員会がこの予算で調査して方針を決めるということになりますと、今まで委員会はあの方針に基づいて何をしたかということになるわけです。ですから中央幼稚園を造るという方針に沿った委員会の行動でなければならないと思うわけです。

確かにこれは難しい問題だと思うんです。ところが委員会としても最大の努力は必要だと思うんですよ。我々としても本村の厳しい予算の中で幼稚園費は非常に重要な位置を占めているわけですね。そういう経費の面から考えた場合でもこの方針はどうしても実施していただきたいと思っているわけですが、このように努力していただけますか。

○ 教育長（宮城松一君） あれから情勢も大分変わっておりますし、これは議会からも指摘がありましたし、これは住民の声を聞いてやっているのかということを開かれるものですからこれはやっておりますと言っております。

だから委員会はこの住民の声を聞くための研究会でございます。いろんな面から調査して、そして1園構想を持っているんだがこの1園構想について住民はどう考えているのか。今、つなぎとして4園を造って3年目を迎えますのでその良さも出て来てこれでは困るということになりますというと、私達もまた委員会を開いて適正な処置を採っていききたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 今の問題について関連してお伺いしたいと思います。どうも今までの答弁をお聞きしていますと何をおっしゃっているのか分かりませんなあ。かつて議会が暫定的に4園にちなさいという決議をしましたですね。何故そういう決議をしたかというこ

とは教育長あなたが58年度に中央幼稚園設置しますと言ったんですよ。58年度に設置するならば2年ぐらだからつなぎとしてへき地保育所をなくする地域に2園を造ってあげたらどうかということになったんですよ。4園にした引きがねは教育長あなたから出た方針でなっているんですよ。これをお忘れになってはいけませんよ。

そして議会で議決した意見書を委員会で十分審議なされましたか。私、前に委員会の会議録を拝見させてもらいましたがそういう審議の跡が見られなかったんですがね。

それとあなたが58年度に設置しますということで2園をつなぎとして設けるとなった時点で中央幼稚園を造る場合に障害になるようなことをなされてはいけませんよと申し上げたんですがね。これは議事録見られたら分かります。2人の職員が4人になると、その時点で中央幼稚園を造る時に障害にならないように十分配慮してやりなさいよと、やりますとおっしゃったんですよ。今頃中央幼稚園難かしいからもう1回世論を聞きましようということは何を意味しているかということとは私自分なりで感じているんですよ。2園を追加して職員を採用する時にそういう配慮がなされてなかったでしょう。だから難かしくしているのは委員会あなた方が難かしくしているんですよ。自分達が58年度からやりますと言いながらそういう障害を作ってしまったんです。

わざわざ議会が必要でないことまで言うておいたんですがね。そんなことを申し上げたら失礼になるかと思ったんですが、あえて障害を作らないために配慮しなさいよと、今、難かしくなっているのはそれでないですか。もうここまで来たら腹を出し合っこうなっていますよと、これを打開しないと中央幼稚園出来ませんがということにならないと前に進みませんよ。どうですか。

○ **教育長（宮城松一君）** ご指摘のとおりそのことで委員会は、特に私責任者としてどう対処していいか本当に困っているわけであります。本音を申し上げますとこれは中学統合より難しい問題ではないかという考えをしているわけでございます。前に1園にするということについて住民の声を聞いたかというご指摘がありました関係で、一応その件について調査しようかということであえて統計調査費にこれを組んで私達のやったことが住民はどう考えているかということ調べていきたいと思っているわけです。それから特に今ご指摘のあった職員の問題が一番の障害になって頭を痛めているひとつであります。議会からの意見書は検討をして慎重にやっているつもりであります。

○ **13番（松島重克君）** 議会の意見書を慎重に審議したらそんなことはなかったと思いますよ。つなぎということは立派に書かれていたのではないですか。58年度中央幼稚園開設までの約2か年の暫定的処置だと、しかし、あなた方2園を追加してやる場合に何等それが配慮されてない。職員が4人になったら中央幼稚園を造る場合に障害になりませんかと、十分

配慮して下さいと、造ってしまうと中央幼稚園という時に難しい問題が出るから設置する時点でこれは暫定的ですよと、こんなに金がかかるのをわざわざやるのは暫定的だからやるんですよと、何故そういうことを説明されなかったのか。そういうことからしますとあの意見書を慎重に審議したとは言えないんですよ。

何も審議されておらんとと言われてもいたしかたないですよ。あの意見書を慎重に審議して議会が指摘したことを十分留意して事に当っておられたらこういう障害は出なかったはずですよ。そうでないですか。

○ **教育長（宮城松一君）** 確かに私達の審議の過程で議会みたいな審議をやるんでなしに、5人が合議制なものですから本当に真剣な審議であるかどうかということについてはご指摘されたとおりでございます。私が真剣な審議というのはあの意見書を受けて後の委員会の審議はどうあるべきかということでのいろいろ検討したわけでありまして、議会の意見書を審議する場合は心してやりましょうということを決意をしているということでもあります。

○ **13番（松島重克君）** 真剣にあの意見書を審議されたならば今のような障害は出て来なかったはずですよ。こういうことを留意して下さいよと申し上げたのは私なんですよ。お忘れでないでしょう。わざわざ偉そうにそんなことは言わないでもいいとあの時点ではお感じになったはずですよ。それを分かりながらあえて申し上げたんですよ私は。

中央幼稚園なら大体1クラス40名程度になるはずだから職員は多くても1人か2人と、そういうことも当然予測されるわけです。それと2園を追加する時に地元で暫定的ですよということをおっしゃってなかったはずですよ。何故そういうことがやられなかったかと言うと意見書や議会のそういう問題の取り上げ方なりをはたして真剣に考えていたのかと他の委員は別として教育長あなたは議会に出席してその状況を十分掌握されておられるはずだから分からない委員には助言するというのはあなたの職務なのですから、ここら辺にこの問題が非常に複雑になって前にも進まない後にも引けないということになっているのではないですか。それはそれとして私がこう申し上げましたらお分かりだと思いますのでこれ以上申し上げませんがね。

現在の委員会の方針は先程の質疑者が言っておられたように過疎計画に入っている中央幼稚園設置というのが委員会の方針なんですよ。それ以外はおっしゃっては我々混乱しますよ。我々はまた責任を迫りますよ。あの過疎計画は議会の議決を得ているんだから、そして当然当時の長とも調整をなされた上であの計画が出来上っている。更に県との調整もあったはずですよ。そんなに簡単にあれは変えられないんですよ。変える場合は議会の議決も必要であろうし県との調整も必要でしょうし、又、あの計画を作られる時点では議会としては十分に調査がされて出されているとしか受け取らないんですよ。だから現在の方針はあくまであな

たがおっしゃっておられた58年度中央幼稚園設置というのが現在の委員会の方針であると、それ以外何とかかんとかおっしゃっては混乱させますので言われたら困りますよ。と同時に本村のこのひっ迫した財政事情ご存知でしょう。委員会もばっさり削られたということも言っておられるでしょう。その時点で現在の5名とか7名とかの幼稚園が2つも3つもあってどうしますか。

これ存続しますよと県に持っていったらあなた方財政を考えているのかと、何のためにこういう計画を立ててやったのかと、元に戻して5名や7名の幼稚園を存続させるということあなた方それだけ財源があるからそう言うのかとなりますよ。だからもうそんなことをおっしゃる必要はありません。もしそういうことをおっしゃるならあの計画を変えてからおっしゃらなければいけないと思いますよ。だからこの経費を組むからには先程の質疑者が言っていたように、この中央幼稚園を促進してもらうための活動をする会でなければいけないわけです。現在の過疎計画、委員会の方針からしましてね。その点どうお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） これは議会の議決を経てやった計画でありますので、それを踏えて住民の声を聞いてやっていきたいと思うわけです。

○ 13番（松島重克君） 現在の方針に基づいて中央幼稚園設置のために努力するということでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 方針はそうですが、委員会での話が1園にするということが難色を示しているということです。だから1園にすることについて住民がどう考えているかという調査を進めていきたいと、私達の方針は住民がどう考えているのかということ調べていきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 教育課長、教育長を補佐してあげないと、現在の方針は過疎計画にある中央幼稚園設置というのが方針ですよ。ここに組まれている経費は促進に向けて努力するための経費だという説明でなければ合わないですよ。教育課長、補佐してあげて下さいよ。

○ 教育長（宮城松一君） 過疎計画を出す時点であまり審議をしないでいろいろ出されております。それで後で調べてみましたら過疎法にのらないものが大分のっているんですね。

幼稚園の問題も過疎法にのらない計画なんです。そういう点があるのであの計画はもっと審議してから出すべきであったのが期限が迫ってやられたものですから、それで過疎計画にあるあの計画もあれでいいのかなあという疑問も出て来るわけです。それで私達はその計画を出した以上は1園構想について努力はしていきたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 教育長、私はあなたの答弁分らないんですがね。

だから私は先程せん越ですが答弁まで用意して申し上げているんですよ。現在の時点で教

育委員会の方針は過疎計画にのっている中央幼稚園の設置が方針であるんですよ。あれ以外の方針は何もないんですよ。この委員会活動どういう形でやられるかわかりませんが、やはり、この計画に基づくところの会合であるということにしかたないですよ。計画に基づかないところの会ならこの経費は要らないんですよ。計画にそぐわないような予算は計上すべきでないですよ。議会の議決を得てのっている計画はあなたの方針なんですよ。今更どうこう言っても始らんですよ。何とか答弁してもらわんとこんな答弁ではどうにもならん。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時34分）

再 開（午後4時43分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（宮城松一君） おかしな発言をして申し訳ないと思っています。

過疎法とか自分でもあまり分からんことを申し上げまして、前言を取り消してお詫びしたいと思います。そしてこの調査費につきましては私達の方針の中央幼稚園を推進するための調査費として進めていきたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 只今の答弁をいただきまして十分納得いたしました。

今度は長にお伺いいたしたいと思います。

この幼稚園問題が取り上げられてからかなりの年数が経過しているわけですが、委員会の計画として打ち出され、議会の議決も得ている、予め県との調整もなされていると、当然計画にのるまでは長との調整も十分なされているということなんですね。

そういう経過を踏えて策定されている中央幼稚園の計画である。それから現在の村の財政状況から見まして4か所の幼稚園の園児数かれこれから考えますと、現在の村の財政状況にはそぐわないということのははっきりしていると思います。あの計画を設置する時点でそれは推定されているわけなんですね。

あれこれ考えましてこの中央幼稚園設置の計画は妥当なものかどうか長の見解をお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 教育委員会の計画についていろいろ資料もいただいておりまして、それから過疎計画の段階でかかわっておりまして、幼稚園児の推移なども資料の中に出ておりまして、教育委員会の計画は私の立場といたしましては妥当であると考えております。又、教育委員会がこういう方針を持っている以上は長として法律的な権限の及ぶ範囲ということもございまして、長としては教育委員会のこの方針を尊重していくというのが私の立場でございまして。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩 (午後4時47分)

再 開 (午後4時54分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

質疑中止いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時55分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第17号) 昭和58年3月31日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年3月31日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年3月31日 午後6時31分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	平良 晋 君
助役	仲村 順三 君	建設課長	古我知 清 君
教育長	宮城 松一 君	税務課長	稲福 吉昭 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
厚生課長	照屋 林克 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第17号）

日程第1	議案第20号	昭和58年度大宜味村一般会計予算
日程第2	議題第21号	昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第22号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
日程第4	議案第23号	昭和58年度大宜味村老人保健特別会計予算
日程第5	議案第24号	指定金融機関の指定について
日程第6	議案第33号	大宜味村税条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号を議題といたします。

昨日に引き続き質疑を継続いたします。

発言を許します。

- 10番（崎山喜弘君） 商工振興費のまつり費に2,000千円計上されていますが、まつりの運営方法と時期についてお伺いいたします。

- 村長（新城繁正君） この数字は最終的に変更があるかと思えます。

実行委員会を設置しまして時期等については委員会で検討してもらおうと思っておりますが、反省会の中でもテーマを決めたらということもありましたので、今年は何をテーマにするかということも4月に入りましてから詰めていこうと考えています。

- 10番（崎山喜弘君） 特産品を考慮して日程を設定すべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

- 村長（新城繁正君） 本村の特性を反映させるのがまつりの大きなねらいでもありますので、その辺は十分検討してお願いをして時期を設定されるのではないかと思います。

- 9番（平良 実君） 農業振興費の11節は57年度より50%程度になっておりますが、減になった理由についてお伺いいたします。

- 経済課長（平良 晋君） 病害虫防除費が前年度より半額になっておりそのような金額になっていると思います。予算計上は前年度並ということでお願いしていたわけですが、村長からも多々ありますように財政事情から半額計上という形になっております。

- 9番（平良 実君） 農家として前年度に対して半減ということは経営上困ると思いますが、村長としてどうお考えか。

- 村長（新城繁正君） 一応このような措置をしておいて時期的に財源を確保しながら、これは今後改善をしていく重要な分野であると思っています。

- 9番（平良 実君） それと関連しますので、19節に昨年までは村共同防除協議会に対する補助金が200千円ありましたが、本年度は計上されてませんが共同防除協議会は無くなったのか。

- 助役（仲村順三君） 組織そのものはございます。減にした理由は補助金の統合整理という観点から検討しまして、過去においていろいろ問題があったので今年度は削減いたしました。

- 9番（平良 実君） 活動しなかったのかどうか。どういう問題があったのか。
- 助役（仲村順三君） 活動に問題と申し上げましたが、協議会のメンバーが集って農薬の割り振りや配布についての協議が主でありましたので、そういうものについては役場と農協、或いは普及所で十分検討して出来るという考え方から今年度は予算を計上していないということです。
- 2番（金城隆好君） 文書広報費の18節に広報車購入費として700千円計上されているわけですが、説明によると中古車を購入するということですが厳しい財政事情下であえて中古車を購入するということはそれなりに評価しているわけですが、広報車に限って中古車を購入するのか。又、今後広報活動に支障はないかどうかお伺いします。
- 総務課長（崎山勝正君） 広報車に限って中古車ということではございません。耐用年数が切れて買い替えしなければいけないという車につきましては中古車で対応してもらいたいというふうに考えております。それで中古車でも十分広報活動は対応出来ると思います。なお、現在の広報車を車検に入れると大変な金がかかるということで、それでは中古車でもって対応したいと考えているわけでございます。
- 10番（崎山喜弘君） 新沖縄林業振興特別対策事業費でございますが、これは57年度から始って東村と本村が一地区としてなされている事業ですが、57年度は森林組合に補助金を受け流しみたいになっておりますが、次年度は本村の割り当てになろうかと思っておりますが、やはり組合を通じてなされるのか。又、村として計画がありますか。
- 経済課長（平良 晋君） 58年度については東村が事業を行なうということで59年度に本村ということになろうかと思っております。その場合には補助基準の3人以上の組合の中で実施していくものと思っております。
- 10番（崎山喜弘君） 現在、森林組合はどのような活動をなさっているのか。組合員は何名ですか。
- 経済課長（平良 晋君） 結成当時は12名程いましたが現在は相当数の方が脱退して4名で事業執行しているということで、組合としては有名無実の形になっております。
- 10番（崎山喜弘君） その事業に対して組合員同士何かあったのかどうか。それとも補助金を受けるためだけの組合であったのかどうか。
- 助役（仲村順三君） 発足当時は規約や定款等も作りまして結成したのでありますが、その後脱退者が多くなりまして定款等に従っての事業が殆んどなされてないということで、組合長が林業関係から離れた関係もございまして、この組織そのものが有名無実のような形になっています。
- 10番（崎山喜弘君） 補助金は流したが有名無実の形だという説明ですが、それでは補

助金を流した意味が無くなるのではないですか。やはり事業を執行するからにはそれなりの成果がなければいけないと思うわけですが、以前の説明では緑花木の植樹ということでしたがその事業はなされていますか。

○ 助役（仲村順三君） 申請は組合名義でやりましたが、ところが先程申し上げましたように組合にいろいろ問題がありまして事業そのものには4名で実施しております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第21号を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第22号を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 簡易水道の担当する課とこの事業の管理運営についてお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 所管課は現在建設課にお願いしてございます。管理運営につきまして当分は建設課にお願いしようかと思いますが、具体的に検針などについては区長にお願いしようかなあというふうにも考えております。

実際に走るの5月頃を目処にしておりますが、その間で具体的に運営をどうするかということについて調整していきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 只今の説明では所管課は何処であるかまだ決まらないということですが、説明では明日から給水開始と聞いているわけですが、ずっと建設課がやりますか。

○ 村長（新城繁正君） 現状からして独立した課をつくるのは無理であると思いますので、当面建設課にお願いしておいて完全給水の時点になりますれば具体的なものを決めていきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） この事業が始まってからもうかなりの期間が経過しているんですがね。当然、4月1日から給水というのはお分かりであったと思うわけですがね。本格的にするのは5月頃だということですが、4月はうやむやにするわけですか。そうは出来ないでしょう。

条例に基づいてしっかりとしたことをしてもらわないといかんと思うわけですがね。こういうことであるならばこの予算は何処から出て来たのかということになりますよ。そういうあやふやな考え方でこれからやりますではこの会計はどういう考えの基で予算が計上されているのか。やはり当初予算ですからしっかりとした考えを打ち出して、それに基づいて計上していただかなければ、明日から始まるんですよこの給水事業は。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに管理運営についての明確な話し合いは十分にはされておられませんで、当面はその運営等についても建設課にお願いをして、細い業務につきましては委託をするのか職員を採用してやるのかについてはこれから具体的にやりたいと思います。

これは事業を企画する時に具体的な方針がなければならなかったわけですが、それがなされてなく取敢ず建設課で運営してもらおうと現在のところは考えているわけです。

○ 13番（松島重克君） 私達が考えていたのは工事は当然建設課だと、そして給水開始時点では多分厚生課か総務課になるのではないかという考えを持っているんですがね。従来水道事業の補助金等は厚生課を通してやっていた実績もありますしね。工事を建設課がやったからそのまま建設課がやるというのはその場限りの言いのがれだという感じしか持てないですね。

給水開始後のことぐらいは決めておかなければいかんと思いますよ。明日から給水ですのにこれから管理についても決めるということですが、そういうことがこの予算に反映して来るんですがね。決めておられないとなればこの予算どうなりますか。当局の考え方が予算によって表わされて来ると受け取っているんですがね。今までおっしゃったとおりでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 事業がすぐ始まるのに具体的な取り組みが出来てないというのは率直に認めざるを得ません。この特別会計につきまして工事関係がこれまでも建設課でございましたし、又、現在も工事は継続中でございまして、何処に所管させるべきか検討するまで当分は建設課にさせたいという方針を持っています。

○ 13番（松島重克君） じゃあ試験期間中は無料になりますか。そうはいかんでしょう。それならそれなりの対応を考えられなければいかんでしょう。条例が制定されている以上は無料というわけにはいかないでしょう。料金を徴収するからにはそれなりの対応をしなければいかんでしょう。この予算からするとこういうことは全然考えておられないから表われてないということです。先ず今のような対応の仕方では審議しなさいというのが無理でないですか。どうですか。

○ 13番（松島重克君） 議事進行上の発言をいたします。

現在までの答弁では本議案の審議は非常に困難でありますので、当局はもう少し調整されて答弁をいただきたいと思っておりますので、休憩をお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時04分）

再 開（午後1時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 連絡調整のまずさでむだな時間を費やしまして申し訳ないと思えます。

工事関係は建設課にして管理運営費は厚生課に位置付けまして、4月は建設課と厚生課で共同していただくようにしたいと思います。

○ 13番（松島重克君） やっと担当課が決まったようですが、今までの答弁から感じることは、この水道事業は数年前から走り出しているものですからこの予算通さなければいけません。これを否決するわけにはいかんと思っているんですよ。であるならばそれに対応する姿勢を持っていただかなければ審議出来ないわけですよ。と同時に塩屋あたりではこの問題に対するいろんな世論がまだ鎮静していないわけですよ。そういうことからこういう取り組みの姿勢と予算の編成となりますと住民に与える影響はまずいと思えます。これから続く事業でありますのでこの辺は十分気を配ってもらいたいと思うわけですが、この辺の総括的な所見を長にお伺いしておきたいと思えます。

○ 村長（新城繁正君） おっしゃるとおりでございまして、関係課との調整が十分になされてなかったということでこのような形になっているわけですし、今後は住民の不安がないように管理運営もやっていきたいと考えています。

○ 12番（前田貞四郎君） 水道メーター検針委託料は月割りにすると31,500円程になると思えます。これは検針だけであるのか。料金徴収まで含んでいるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） メーター検針だけです。

○ 12番（前田貞四郎君） そうしますと料金は各自納付するということですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 令書方式になろうかと思ひます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第23号を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第24号を議題といたします。

これより議案第24号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後1時16分）

再 開（午後2時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第20号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 昭和58年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時 09 分)

再 開 (午後 4 時 22 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、村長から議案第33号が提出されました。

この際、これを日程に追加し先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号を日程に追加し、先議することに決しました。

日程第6 議案第33号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長(新城繁正君) 議案第33号、地方負担の現状及び地方財政の実情に鑑み、その負担の公平適正化を図るため、法人村民税均等割、固定資産税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を行なうとともに、住民負担の軽減及び合理化を図るため、住民税所得割について低所得者層に係る非課税措置を継続し、及び同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を創設し、村納付金の算定標準額に係る特別措置を改めるほか、所要の規定の整備を図る必要があるため別紙のとおり村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、条例の改正の内容につきましては税務課長から詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時 24 分)

再 開 (午後 4 時 58 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

2時間程度会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、2時間程度会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時59分)

再 開 (午後5時20分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時21分)

再 開 (午後5時22分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第33号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時23分)

再 開 (午後6時30分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 13番（松島重克君） 議事進行上の発言をいたします。
本日の会議はこの程度で延会されんことを望みます。
- 11番（山川正行君） 只今の動議に賛成いたします。
- 議長（玉城一昌君） 只今松島重克君から本日の会議は延会されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がいますので動議は成立いたしました。
よって、本動議を直ちに議題とし採決いたします。
本動議のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて延会されたいとの動議は可決されました。
4月1日から4月2日まで休会いたします。
本日はこれにて延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後6時31分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第18号) 昭和58年4月4日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年4月4日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年4月4日 午後3時54分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	経済課長	平良晋君
助役	仲村順三君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局 局長	金城利明君
厚生課長	照屋林克君	教育長職務 代理者	高江洲修君
税務課長	稲福吉昭君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第18号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後10時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により順次発言を許します。

- 7番（宮里盛順君） 本土復帰に伴う特別措置の10年の期限が切れ、58年度から更に10年延長されることになりまして、その期限内における教育基本施設の計画を持っておりますか。

- 教育長職務代理者（高江洲 修君） 教育庁から57年から5か年の計画を出してくれということで村の5か年計画があるわけです。

それを村長と財政上の調整をしてこれだけだったら出来るだろうということで計画を進めているわけです。

新增築のものに対しては今年度で塩屋小学校のもので203㎡を計画しています。改築におきましては喜如嘉小学校が376㎡今年度やる予定です。それから59年度には津波小の校舎を412㎡、60年度に津波と塩屋で480㎡を計画しています。このように村長とは財政の調整をしております。

- 7番（宮里盛順君） 今の説明からすると殆んど校舎だけになっていますが、プールや武道館などはその計画には含まれてないのか。

- 教育長職務代理者（高江洲 修君） 5年後の計画には入ると思いますが、今の計画には載っておりません。

- 7番（宮里盛順君） 校舎は5年でやっ払いこうということのようですが、財政的な計画をされる予定がありますか。

- 教育長職務代理者（高江洲 修君） 答弁した部分については村長と調整しておりますので、そのとおりやっていきたいと思っております。

- 12番（前田貞四郎君） 塩屋湾に昭和62年沖縄国体の漕艇競技場に決定したということで、去った2月21日から24日まで議会から12名と村長も一緒に島根県美保関を視察に行きましたが、今度の村長所信表明にその件は一言も触れられてないが、議会に対してはその受け

入れについてお願いの書面がまいっております。議会としても12名の議員の報告を見ますと各々考え方が違っておりまして統一するのに苦慮しているのが現状でないかと思っておりますが、村長としてはそれを受け入れたいのであるのか。又、財政措置もされていないわけですが、一体村長はどう考えているのか率直にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ **村長（新城繁正君）** これまでは誘致という形で働きかけがなされて来ているわけですし、去った12月に県としては村からの希望に基づいて会場は決定しようという形で決定されて通知が来ているわけです。次は議会の議決が必要だと、ようするに正式にそれを受け入れるかどうかということについては議会の議決が必要だということになって、実は文書が届いておりまして議会の議決が必要であれば議長さんの方にも届いているのではないかといいふうに私は考えていたわけです。届いておればそのように所信表明で述べようという考え方でございましたが、調べてみると議会には届いてないということでございましたので、今回は私の意思としてはお願いという形で議長にこの文書を添付して差し上げたわけございまして、議会議員のそれぞれの考えもありませんし、そういう時期であるのに私が先走って議会の意思を先行するということでも困るのではないかというような考え方がございまして、お願いという形で一応私の意思は表示してあるんだから今回それでもって議員の皆さんの意思をお聞きしまして具体的にこれから取り組むという形で対応した方が望ましいのではないかといいことで、実は所信の中に入れようと考えておりましたがそれを一部手直ししてお願いの文書を差し上げているわけです。長といたしましては前からそういう働きがございまして、やはりこれを受け継いで国体成功に向けて取り組まなければいけない。そういう意味で予算措置もいろいろ考えましたけどまだそこまで至ってないということで予算措置も実はなされてないということです。

○ **12番（前田貞四郎君）** 村長としては積極的に誘致したいという考えだと理解したいと思います。漕艇協会が結成されたと聞いておりますが、それについてどうなっていますか。

○ **村長（新城繁正君）** 沖縄県漕艇協会という名称で結成されております。

○ **8番（平良蔵健君）** 謝名城の部落では環境整備の一環として年に3回小学生以上が道路並びに河川の整備に当たっているわけですが、その時に特に河川においては手刈りのかまでは出来なく草刈機とか道路の木を伐採する時はチェーンソーなどでやっているわけですが、その時の燃料費並びに小学生も動員しておるわけですので、その作業を終ってご苦労さということで飲物をやっているわけですが、そういうものに相当な経費がかかっているわけでございます。その点についてどうお考えですか。

○ **村長（新城繁正君）** この点については謝名城地区だけに限らずこれまでも度々議員からご指摘もございまして。私共の基本的な考え方といたしましては、地域に住んでいる人々は

やはり地域の環境保全については地域の人をお願いをするということでこれまでもやって来ています。又、これを村が対応しようということになりますと予算も相当な額になるでしょうし、従いまして村民が村政をいくらか応援をするということも含めまして、重機を使わなければいかんとか災害が予想されるときは別ですが、地域で出来る範囲は地域の方をお願いをしましょうという基本的な態度を持っています。

○ 8番（平良蔵健君） しかし、年に3回した場合には1回の経費が約1万円程かかるわけです。これが年数が経つと相当な額になるわけです。これは村の管理すべき道路でもあるし、全額でなくても補助金としての方法も考えられると思うんですが、この点についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 確かに累積すると相当な額になると思いますが、村といたしましても村道や農道管理につきましては、十分ではございませんが、村民の基本的な生活環境の整備という観点から一応整備はしてございます。

ところが河川の草刈はこれまでもやっておりませんし、これからも地域の人々のご協力を仰がなければいけないのではないかと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 河川が土砂で埋まって大雨の場合にははん濫の恐れがあり田畑に大きな被害をもたらすと思いますが、この土砂の除去についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 地域全体に被害が及ぶとかにつきましては村として担当職員を派遣して調査させるとか、或いは村が対応出来るものであるのかいろいろ検討しなければいけません。取敢ずこれにつきましては我々も十分把握していないところもございまして、ご指摘いただきましたことについては担当課をして調査をして対応するということには変わりませんが、規模によっては部落をお願いをするということはこれからもございまして、部落とも十分な調整を図って対応していきたいと思っております。

○ 10番（崎山喜弘君） この件については前にも質問したわけですが、最近予定地域内におきまして広範囲にわたり地質調査等いろいろなされております。そして饒波川上流の方には水位形を設置して水量調査までなされておりますが、当局にそのような調査結果報告があったのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘のように予備調は行われております。ところがこの調査結果について発注者である沖縄電力からは報告は届いておりません。

○ 10番（崎山喜弘君） この問題は饒波地区だけではなくして村全体にかかわる問題だと見えています。今の答弁からすると村として何も考えてないようですが、村内においてこのような大きな事業が計画されつつあるわけです。

既に線引きの段階まで来ていると思っておりますが、その辺を考えると安閑としておれないので

はないかと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 調査を同意したのはあくまでも建設を前提にしたものではないという念書を取ってあるわけですので、我々としてはあくまでも予備調だと見ているわけです。村有林野内の立入り調査申請は3回来ているわけですし、私もそういう許可をしている以上現場を見ないといけないということで担当課長と行ってどういう調査をしているのか確かめてきました。そこで我々が約束したとおりの調査がなされておりまして別に村有地に被害を与えているのではないという実態を見て確認しております。この調査が今後どのようなのかを電力に確かめてやらなければいけないと思います

○ 10番（崎山喜弘君） やはり大きな事業の調査が細かくやられているわけですから地元としても非常に関心があるわけです。

手遅れにならないように結果を聞くとか対応策を考えるとかなければならないと思いますが、どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 下には民有地もありますが村を通さんでどんどん事業を進めていかれたのでは行政を担当する者としても問題でありますので、それにつきましても確認をしてそれに対処してまいりたいと思います。

○ 3番（宮城功光君） 村はこれまで福祉問題について積極的に取り組み昨年4月1日には福祉施設一心療護園が開所し42名の入園者と35名の職員を向えることが出来ました。村内に施設が出来たおかげで青年会をはじめ婦人会、多くの村民が福祉に関心を高めている昨今であります。社会的にも弱い立場にある者の能力の開発と資質の向上を図るために村民との触れ合いが大切かと思えます。しかし、村内の既存施設の不備などで十分村民との触れ合いが出来ないこともあります。

改善センターでは毎年おおきみ展はじめ多くの催しがありますが、車イスでの乗り入れが出来ないため観たり参加したり十分出来ない状況にあります。センターが身体の不自由な方々が十分活用出来るように2階に車イス等が乗り入れ出来るよう改造が必要と思うがどうか。

又、これまで施設建設に当って配慮されているように思いますが、十分ではないように思う。例えばこの議場においてもトイレは車イスが乗り入れ出来る状態ですが、傍聴席においては出来ない状況であります。そういうことから今後の施設建設に当って配慮する考えはありますか。又、既存施設等の不備な所を改善していく考えはありませつか。

○ 村長（新城繁正君） 障害者年ということで国際的にもその運動が高まっておりますが、各地の公共施設については設計の段階からそのように取り入れるというのがございます。これから行政を担当する者としてはこれからの公共施設等を建設する場合には、やはりそう

いう面を十分に配慮しなければいかんというふうに考えているわけです。ところがこれまでの対応は必ずしも十分ではございません。むしろ殆んどされてないと言われてもいた仕方ございません。従いましてセンターは村民が日常活用しなければならない問題でありますので、現在の構造上で工夫すれば出来るということでありますれば2階まで障害者が上がれるように考えなければいかんのではないかということで目下関係課と話し合っている段階でございます、センターはモデル事業でやっておりますので、国の監査等で支障がなく村独自の予算で対応出来るということでありますれば、そのように対応していきたいと、努力事項であると考えております。

○ 2番(金城隆好君) 所信表明を聞きますと村営簡易水道事業が4月開始ということですが、4月給水ということですか。

○ 村長(新城繁正君) 4月から水は流すわけですが正式に飲料水としてやるのは少し時間がかかるということですよ。

○ 2番(金城隆好君) 只今の答弁からしますと、本格的な給水は5月頃と承っていますが、江洲を除く津波校区だけであるのか。

○ 村長(新城繁正君) 江洲は今の事業に入っておりませんので別に対応していきたいと思っております。

○ 2番(金城隆好君) 塩屋校区の給水開始は何時頃の予定ですか。

○ 建設課長(古我知 清君) 塩屋校区全体ではありませんが、今回の事業に含まれている塩屋校区については58年度事業で行ないますので、おそらく給水は59年度に入ると考えております。

○ 2番(金城隆好君) 塩屋校区の給水は59年度になるだろうということですが、その間は当然赤字が予想されますが特別会計予算の質疑答弁で村長は一般財源で充当するというものでありましたが、給水条例21条の料金以上の負担はないということによろしいですか。

○ 村長(新城繁正君) 条例で対応していくということに基本的に変わりません。

○ 4番(知念亀次郎君) 大宜味村財政事情書の作成及び公表に関する条例の第2条によりますと、毎年2回歳入歳出予算の執行状況を住民に公表しなければならないとありますが、去年はどのような方法でなされたのか。又、今年の計画はどうなっていますか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 昨年度は11月分についてですが9月に議員選挙11月にダブル選挙がございまして、その当時職員が1人休職中でございまして、その職員の対応をするために選挙管理委員会の手伝いを財政担当の職員を充てていましたので11月の公表はしていません。

○ 4番(知念亀次郎君) 掲示板に公告するだけで村民が何名見るかということなんです。

今後広報で村民に知らせるようなお考えはないですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） おっしゃるとおりでございます、条例では提示すればいいということですが行政サービスという面からしますと、やはり広報誌を通じて住民に知らせるべきだと思いますので58年度からはそのようにしたいと考えております。

○ 5番（宮城長雄君） 10月定例会で質問した押川の簡易水道は未だに衛生施設がされず、これから夏に向けて伝染病等が多発する時期に早急に対策が必要かと思いますが村長はどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 規定の水道では給水出来ないということで新たな水源地を求めて給水していると、従って浄化槽も使ってないということでこれはあくまでも暫定的な処置でありますからと区長には十分水質管理はご協力お願いしますということで処理してまいっております。それを緊急にやろうとする場合はとても一般財源では出来そうにありませんので、幸いに水を供給する代わりにということで押川の水道は初年次に何とかしてほしいということで企業局との調整事項の中に入っておりますが、その調整が難航しております。しかし、難航はしていますが何時までもそのままにしておけば基金で執行出来なくなる心配もあります。従いまして早く調整もしまして、向こうとしては基金として計上もされているようですので、企業局との調整を早くしてこの予算が執行出来て押川の水道が適切な形の水道になるように努力したいと思います。

○ 5番（宮城長雄君） 企業局との調整ということですが、長引くと押川区民の生命にもかかわって来ると思いますがどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） これはあまり時間をかけるということは私は考えておりません。今年中にこれをやっていきたいと思っております。

○ 7番（宮里盛順君） 保養基地の誘致についてはマスコミの報ずるところによりますと、本村の外に10市町村が誘致され誘致合戦が展開されているようでありますが、要請後の交渉経過についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） これまでの経緯としては国民年金保養センターという形では北部市町村会では本村だということで議決して知事に要請している経過があるわけです。従いまして北部市町村会としては規定方針どおりやってもらいたいと思っていたわけですが、あの構想とこの構想とでは違うんだという考え方を持っていて、いずれにいたしましても45億とか50億とか報道されたものですから各市町村とも我が村にということになりまして増えて、北部としては場所を決定することが出来ないままに1月21日に知事にとにかく北部に誘致してくれと要請してあるわけです。時間的に都心からするので不利かとも思いますが、この施設をもって来るために土地も売ってあるわけですし、しかもその土地代を殆んど投入

して基盤整備もしているということを武器にいたしましてその筋には話をしているわけです。

私の力では及びそうにもありませんので那覇在住の主に福祉関係の先輩方にも呼びかけまして、側面的にそれが出来るように何とか手だてをして欲しいということで非公式にそういう方々との話し合いを持っていると同時に、県庁内の本村出身の幹部クラスの職員にも機会があれば本村のことだから考えて欲しいと、現在はそういう形でいろんな方々に側面的な協力をお願いしている段階です。

○ 7番（宮里盛順君） 本村には整地された敷地がありますがそれ以外でなければ都合悪くなった場合、当局としては代替地でも誘致する考えを持っているのか。

○ 村長（新城繁正君） 報道などからすると面積が13万平方メートルとか都心から1時間内とか、いろんな条件があるわけです。現在土地があるわけですからそれを放ったらかして別の所にやるということは、どんなに探がしてもそこ以外にはおそらくないだろうと思っ
ているわけです。従って私としては過去の経緯を十分説明してやりたいと思います。

○ 7番（宮里盛順君） この誘致については各市町村相当力を入れているようですが、推進の方法についてのお考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 予備調査に入るということで大騒ぎしているわけです。南部や中部はまとまっているわけですが北部だけはバラバラで北部市町村会でまとめるのは難かしいだろうと思っています。議会や当局、或いは村民などとの協議会を早く持ちまして、我々の意思を表明すべきだろうと思っています。時期を何時にするかということはこれからそういう経緯を十分踏まえて、その時期については判断したいと考えているわけです。

○ 1番（平良森雄君） この連絡協議会が設置された時期、構成メンバー、その目的についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 協議会が出来ましたのは58年1月27日で、目的は村内農業機関、役場、農協、普及所、農業委員会の連絡調整を図っていこうということです。

○ 1番（平良森雄君） 昨年はシークワサーが滞貨をかかえているということで取り残しがあって村民に大分損害を与えたのではないかと思います、このシークワサーについて今年どのような取り組みをするのか。この協議会あたりで取り組む計画があるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 集出荷関係は農協が担当しているわけです。この協議会はそういう業務について言及するというを目的としているのではないんです。

○ 1番（平良森雄君） 今後農業を振興していくためには農道や林道の基盤整備が必要だと思っ
ていますが、こういうことについても協議会で話し合われているのか。

○ 村長（新城繁正君） これ等については役場の課題として投げかけて、それについて皆さんの意見はどうかと助言を受けながらやっています。

○ 1番（平良森雄君） 漁業担当の係とかを入れるとか組織面のメンバーを変えるとかお考えはありますか。

○ 村長（新城繁正君） 産業となれば農業だけとかいうことになりますれば困ります。水産業もこれから基盤整備が始まるわけですので、水産につきましては当面水産組合と交えてやっているということです。当面はこれを軌道に乗せてひとつにするのか別にするのかはこれから先の問題にして、当面は水産支部の方と調整して進めていきたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） これに議会の代表も入れたらどうかというご意見もあるわけですが、その辺はどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 実はそういう話はございます。これは各機関の業務の連絡調整を図るということでございまして、将来諮問機関的なものまで成長すれば考えなければならぬと思いますが、今のところはこのメンバーで対応していきたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） この協議会を継続させて農業発展の総合的なものに役立て活かしていきたいと思うわけですが、今後この協議会を継続させていくということについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） これについては提案者のひとりでもございますので、私としては相当の力を入れてやっている連絡会だと思っているわけです。今後これはどうしても続けていかなければいかんと思います。

○ 11番（山川正行君） 昭和57年6月定例議会で非核宣言に関する決議を全会一致でいたしております。核兵器の廃絶、あらゆる戦争に反対し平和を守るとは人類にとって最も重要なことだと思えますし、又、長も就任時の所信表明の中で基本施策としての7つの事項の第1番目にそれをおっしゃっておられます。折角決議したのもそのままではあまり意味がないように思えますし、その意思表示をより効果的なものにするため次の点についてお伺いします。

慰霊日や別の機会でもよろしいし村民大会等をもって決議の趣旨を村内外に広く宣伝する。村内に非核宣言の立看板を建てる。この2点についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） これは大変貴重なご提言と受け取っているわけでございます。確かに7月2日に議会で大宜味村非核に関する宣言という決議がなされています。私共が願っている趣旨を十分反映させたものでございます。

村民大会等ということですが、時期を何時にしたらいいかということではしばらく考えさせた方がいいのではないかと思います。慰霊の日にするか終戦の日にするか、或いは講演会でもしながらやるか。いずれにしても文章だけ残るということでは議会の議決が有効に機能しませんので、これはやるという方向で時期を検討させていただきたい。それと私共が那

覇に行く場合に読谷村あたりでメインストリートに書いてあるので、表示ということもいいのではないかと度々思っていたわけです。ご指摘されてからということは大変申し訳ないんですが、それも含めまして早い時期に対応していかなければいけないと思いますので、その折よろしくお願ひしたいと思います。

○ 9番(平良 実君) 本件につきましては57年10月定例議会でもお伺いしましたが、1月に北部地域の説明会が持たれたようでありまして、その後の村としての対応策についてお伺いします。

○ 経済課長(平良 晋君) 2月5日の名護老人福祉センターにおきまして母子福祉協議会主催の説明会のことだと思いますが、私も出席いたしました。本村におきまして1ヘクタールの桑園が栽培されているということを知っておりまして、現在養蚕に関しては地域指定の問題、団地化の問題、苗の問題等がありまして、今後農協や普及所と連絡を密にしまして資料等も収集しまして、これから検討していきたいと思っています。

○ 9番(平良 実君) 本村は地域の中に指定されてないかどうか。

○ 経済課長(平良 晋君) 現在、沖縄県では離島振興の面で八重山、宮古その他の離島については高能率の養蚕地指定ということでやっているようですが、本島においては地域指定はされてないということを知っています。

○ 9番(平良 実君) 地域指定はまだのようですが既にやろうという人達は動き出しています。自費で宮古、八重山まで行って研修を積んで来ているようでありまして、10月の議会でも村長は関係機関と調整したいということでございましたが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 村長(新城繁正君) その当時は離島あたりで成果を上げているということで検討しましょうという答弁を申し上げました。

養蚕業につきましては今後どう伸びていくのか、或いは立地に合うかどうかもう少し検討しなければいかんと思います。

○ 9番(平良 実君) 本村の立地に合うかどうかということを知念されているようですが、北部地域で最後まで養蚕が残っていたのは本村だと思います。そういうことから本村の立地にマッチした産業だということが言えると思います。関係機関とも早急な打ち合わせをなされて導入される計画があるかどうか。こういう産業を導入することにおいて母子家庭等に及ぼす影響は大きいものがあると考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○ 村長(新城繁正君) 先程触れました協議会に養蚕関係が上って来てない、それも含めまして今月中旬に協議会を持つ予定ですので議題として提案してみたいと思います。

○ 9番(平良 実君) 上ってないということでは困ると思います。過疎計画にも養蚕を

導入して農業生産の拡大を図るとあっておりますので、それも全体的に見直していくのか。

○ 村長（新城繁正君） 構想としては確かに取り上げられています。地域農政の見直しに具体的に上って来てないということもございますので、もう少し見直してそれでいいのか検討するというのがテーマでございますが、それも含めて考えようということです。

○ 6番（平良俊政君） 喜如嘉土地改良区は12月に終結総会も済みまして解散しているわけですが、その後の河川農道の管理について村はどう考えているのかお伺いします。

○ 経済課長（平良 晋君） 確かに12月12日付けで解散しまして県の認可等も受けているようでございます。土地改良法に基づきまして残余財産の引き渡しにつきましては市町村かその他の土地改良区に譲渡するという条項があります。そういうことで理事長又は精算人の方から村に譲渡したいという話はありませんでしたが、そういう事務手続きがまだされていないということで、今後書類として来た場合に財産の管理問題について検討していきたいと思っております。

○ 6番（平良俊政君） 書類が届いて財産が移ると河川と道路は村道として認定出来るのかどうか。

○ 経済課長（平良 晋君） 譲渡された場合、その後の農道から村道への編入につきましては建設課とも調整しながらやっていきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番、6番退場。

○ 12番（前田貞四郎君） 晴天の場合にはあまり感じませんが、雨天とか冬場の北風の強い時に葬儀に参列する時に参列者の間から決まったように出る言葉は、控所があつて欲しいということをよく耳にします。場所が狭くて駐車にも不自由を感じている所ではありますが、雨をしのぐ程度の控場所を造るべきだと思いますが、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○ 村長（新城繁正君） 私もそういう場に接しまして必要を感じているひとりでございます。担当課と調整している段階でございますが、ご案内のとおり場所が狭いということもございまして、一応雨しのぎ程度のもを検討してみようということで、それで場所をどのような形でやるか。これは必要だという結論に我々も達しておりますので早目に検討して実現に向けて努力していくと、どの程度の予算で出来るのか資料を取り寄せまして、次の補正あたりで財源との関係で出来れば考えていきたいと思っております。

○ 8番（平良蔵健君） 謝名城33番地先から同125番地先の間は通学道路になっておりま

すが、その道路は非常にけわしい状態で毎日田嘉里の生徒が通学している道路であります。そういうことから早急に整備する必要があると思いますが、それについてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） どうしたら早目に出来るかということを検討しているわけですが、単独事業でやるなら問題はないわけですが財源の都合でなかなか難しいわけです。

これも謝名城からの要望が強い字句でございまして、これも企業局との関係で予算の見積りも出しているわけですが、今のところまだ調整が整えてないということでその実現には至っておりませんが、もうここまで来たら早く詰めて地域の皆さんに1日でも早く貢献をするということが必要ではないかということで、ご指摘のことについても併わせて企業局との調整を早目にして目処付けを進めてまいりたいと考えています。

○ 8番（平良蔵健君） 企業局との関係ということですが何時頃出来るのか。

○ 村長（新城繁正君） 何時頃と明確に申し上げることは出来ませんが、これだけ各部落から出ておりますのでそれを村と県の調整の段階でもたもたしてございまして、議会が終了したら企業局との調整をいたしまして1日も早く実現するように作業を進めていきたいと思っております。

○ 8番（平良蔵健君） 水との関係でなく他の方法で早く出来ないものか。

○ 村長（新城繁正君） 補助事業としては難かしいでしょうから一般財源で対応するかということも考えなければいけないと思いますが、いずれにしても企業局とは早く決着しなければいかんと思っておりますので、その決着の時期がはっきりしないということになりますれば村独自で対応しなければいかんということになります。

○ 10番（崎山喜弘君） 新聞報道によりますと本村はその受け入れについて積極的に働きかけているということですが、村長の考え方を伺います。

○ 村長（新城繁正君） これは前村長が積極的に誘致をした事業でございまして、一応幸いにして会場地として県の段階では決定しているわけですから、私としても前村長の意思に対しましてそれが実現を図るのが私の使命でないかと受け止めています。

○ 10番（崎山喜弘君） 村として競技を受け入れすることによってどのような面にメリットがあるのか。

○ 村長（新城繁正君） 国体競技の中でプール、体育館、公園等のたぐいは補助事業としての位置付けがあるようです。ところが漕艇は制度上補助事業としての枠の中に入っていないと、そうするところを受け入れまして会場を設営する場合にどうするのかと確認しているわけですが、県の国体準備局としては漕艇などの特殊なものの会場設営につきましては体育館などをやっているものと調整を図りながらそれに見合うように地域格差がないように、受け入れる市町村にあまり負担がかからないように今の段階では考えていると、それに伴う交付

金等の両方で対応しようという考え方ようです。ですから我々としてはそういうことを想定いたしまして、しかも当初の計画は市町村がやるということを確認しております。

メリットというよりも1番大事なことは先ず国体に村民が参加すると、一応本村で国体競技が行われるということになりますと児童生徒を含めまして、何等かの形で村民がかかわって来ると、それが最も国体に関しましては大事なことではないかと思ひますし、それに伴って道路の整備や埋立なども出て来ようかと思ひますし、村が将来これを誘致しても良かった、村民への内的な効果も十分だということも考えながらこの計画も作らなければいけないわけですが、そういう意味でこれから我々がそういうことを作っていくというようになると思ひます。

○ 10番(崎山喜弘君) 大きな事業でありますので村民のコンセンサスなど大きな問題があると思ひますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○ 村長(新城繁正君) 先ずお願い申し上げますように議会の議決を得ませんとこれは正式に県に上がりませんので、それでやりましょうということになりますれば我々としては実行委員会を組織して、村民全部がかかわるように進めていかなければいけないと思ひますし、地域ぐるみで当るといふ態勢作りをすることに意義があると思ひています。

○ 10番(崎山喜弘君) 議会の議決を得てからという答弁でしたが、仮に議会での議決がなされなかった場合はどのようになるのか。

○ 村長(新城繁正君) 手続きとしましては、会場地の議会が議決をいたしませんと、議決書と村長の同意が一緒に行くようであります。それを日本体育協会の漕艇協会の専門委員がこちらにまいりまして会場を調査して報告をして日本体育協会が6月頃と、まだ沖縄国体は正式には決定はされてないようです。受け入れ態勢が早い所は事前調査は入っています。私としては是非皆さんのご理解をいただいておりますという文書を差し上げましたが、そのような形をお願いをしてそれに基づいて仕事を進める外はないと今は考へているわけです。

○ 10番(崎山喜弘君) 村としてまだ県に対して誘致の手続きの上の書類は提出されてないということですね。

○ 村長(新城繁正君) これは督促がありました私のところまで止めてあります。私の一存で受け入れることは出来ませんとこれは誘致は前からやられていまして一応決定はされておりますが、それに向けて村長が受けますという承諾書を送れということですが本村は会場の決定も遅れており何も我々だけの責任ではないと、国体準備局もそれを認めておりまして、私としては議会がそれをやりましょうという形になりませんと手続き上も出来ないわけです。今は保留して議会のご理解をいただいた時に私としても受けますという文書を正式に差し上げようということです。

○ 2番（金城隆好君） 私は12月議会で床上浸水の被害や人身被害も予想されますので、人道的立場からも早急に対策を講じて欲しいと申し上げましたが、村長も前向きに検討をするとのことでしたが、その後どうなっているかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 現状では護岸をかさ上げしても排水との関係で出来ないだろうと、この地域のほ場整備事業がスムーズに運べばそれと併行して河川も手を加えていくというのが基本的な解決法だと私共の結論を持っているわけです。それで今のところは土砂を取り除く予算を先ず考えると、そして国道事務所には改修の時に何とか方法はないかという話し合いはしております。今、橋が改修されつつあるわけですがその同意書を検討する場合も同意する条件として改修されることによってこれ以上部落に浸水があっては困るという条件を付して同意をしたと、そういうことについて配慮をしつつ対応しているわけですが、やはりこれだけでは十分ではありません。精一杯やってみてどうしても前進がないということであれば何等かの方法を考えなければいかんと思いますので、少しまだ時間がかかると率直に申し上げておかなければいかんと思います。

○ 5番（宮城長雄君） 塩屋湾で漕艇競技が予想されますが、施設及び駐車場用地の確保が困難と思われませんが、村長は公有水面を埋立て用地の確保に当る考えはありませんか。

○ 村長（新城繁正君） 決勝の所を丘にするとすれば当然埋立てるという格好になって来なければいかんのではないかと、今そこまでやるということは申し上げられませんがそういうことも当然予想される。そうしますとそれなりの手続きもとっておかなければいかんのではないかと、又、そういうことによって用地が出来ると塩屋でしたらそこに塩屋部落の公共施設でもいいしそういうものに反映されていくということになります。

或いは海神の駐車場にでも充てることが出来れば、それだけでも効果があるということになります。そういう機会でないとなかなか公有水面埋立ては出来ませんので、その辺はこれから具体的な計画を立てる場合に皆さんと十分相談をしてやっていきたいと考えております。

○ 5番（宮城長雄君） 議会として決議について検討しなければならないのは、村の負担額を概算でもされたことがありますか。

○ 村長（新城繁正君） 村が基本設計をするということですので、村民がここもこうしようではないかということになりますれば規模が大きくなるわけです。結局村の対応するものもふくれるということが一般的に考えられるわけです。国体準備局に聞きましても設計が出来てない段階で難しいことで、確かに財政的に苦しいわけですので幾等なら対応出来るというある程度の見通しがつかますと、この程度で止めておこうということもあり得るわけです。県として私に答えていますのは固定的施設、それから永久的に残るような施設、漕艇になりますと審判席になります。これは原則として補助の対象にするということで、その計画を進

めて県と調整してその時にならないとはっきり出て来ないわけですし、そういう意味で数字では今申し上げられないということです。これはあくまでも国の補助や県の交付は見合うように一応財源措置は考えましょうということまでは話をしているわけです。ただ、幾等やりましょうということは国県も今の段階では言えませんということでございます。

○ 5番（宮城長雄君） 固定施設については国県持ちということですが、仮設については全額村持ちですか。

○ 村長（新城繁正君） どの程度を仮設にするかということもあると思いますが、向こうとしても交付金的な考えは持っているということですので、我々としては極力補助という形で考えていくというのが現在の立場でございます。

○ 4番（知念亀次郎君） 12番議員からも質問がありましたので理解しておりますが、火葬場入口に立看板でも設置出来ないかと常々考えているわけです。と言うのも那覇あたりから葬儀に参列するために来て国頭まで行ったということも聞いているわけです。その点についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 村に居る者としては分かっているわけですが、確かに何処から入ったらいいかということもあると思います。看板は基本的なものだと思いますので、そう金もかからないと思いますので対応出来るものについては対応していきたいと思います。

○ 7番（宮里盛順君） モデル事業が始まって10年近くになりますが次のことについてお伺いします。

モデル事業はどのくらいの執行率か。事業は期間内に完了出来る見通しがあるのか。未執行の分について多少の追加又は変更が出来るのであるか。

○ 村長（新城繁正君） 58年度は事業費が約1億9千万円程付いておりますのでそれまで済みますと75%になります。あと25%が残るということになりますが、今みたいな伸び率でまいましたもまだ数年はかかるということになります。ですから何時までに終るとということは申し上げられません。

○ 建設課長（古我知 清君） 事業の追加変更ということでございますが、県としては当初計画したとおりに執行したいということございまして、新規に採用するということはおそらく問題であろうかと思っております。しかし、現在計画されているものが理由の通ることで執行出来ない。そしてそこがまたどうしても必要だという確固たる理由付けが出来れば変更も可能ではないかという打診は取っておりますが、全国的にそれを確かめてみましても当初計画したものがなかなか変更しないというのが実情のようです。

○ 7番（宮里盛順君） 津波の排水溝は80番台になっておりますが、その実現の見通しについてお伺いします。

○ **建設課長（古我知 清君）** 予算との関係もありまして何年度に出来ますということは出来ないかと再三議会でも申し上げております。予算の付き具合によって工事を勘案しなければいけませんので、その辺は現在まで答弁して来たとおりでございます。

○ **7番（宮里盛順君）** 村がガジナ地区のほ場整備について強力で推進しているわけですが、その組合の結成がなかなか思うようにいかないということで村もその事業の推進にあせりを感じていると聞いております。地主としてはやってもいいと一部の地主からは聞いていますが、肝心な組合の責任者になる方が得られないということで足踏み状態になっておりますが、その地主以外から責任者が出て差し支えないものか。それについて村当局として助言指導してもらえたらと思いますけどどうお考えですか。

○ **建設課長（古我知 清君）** この件につきまして去年2回程地主を集めて話し合いを進めて来ているわけですが、30名余の地主の中で5～6名しか集まらない状態では目的を果せるのかというのが心配であります。これはあくまでも組合を設立しなければ出来ないわけです。土地改良法に基づく資格者もやむを得ない場合モデル事業の推進員というのが部落におられるようですから、そういう人達に土地改良法の資格を取っていただいて地主からの信託を取ってもらわなければ組合を組織して総会を開こうにも開けないという状態になるわけです。そういうことでそういう方法でも採られたらどうかと2回程説明もしてあるわけです。そして整備したらそれで終りということではありません。

換地もしなければいけないわけです。ですから地主はこういう換地についても具体的な施策をする機関が組合ですので、それが解決されない限りは我々としては事業をすることは出来ないということです。

○ **1番（平良森雄君）** 現在、津波区で国道58号線の改修工事が進められています。見てみますと津波部落前はすばらしい国道に変わっています。そういうことで先日国道を訪ねまして村内の国道を津波部落と同じように海岸側にも歩道を付けるのかとお尋ねしたら、津波は特別で宮城以北からは海岸側には歩道を付けないということだったんですよ。地域の人は夏になると朝夕海岸側に行って夕すずみをしたり朝の新鮮な風を吸うと、憩いの場所にもなっているわけです。そしてまたバスの乗り降りや交通安全の面からしても是非海岸側の歩道は必要だと思っているわけですが、それを村当局として強力で国道側に要請していただきたいと思うんですけどお考えをお伺いします。

○ **村長（新城繁正君）** 確かに国道事務所の説明はそうでございます。もう既に設計は始っていて津波みたいなものはないということでございまして、それでは集落の前はどうかと申し上げますとそれも今のところ計画はないという返事でございました。これはどのくらいこちらの要望を聞き入れられるかどうか精一杯努力するわけですが、地域の皆さんとも相

談して進めてまいりたいと思います。安根あたりまでは設計が出来ているようでどうかとは思いますが、しかし、要望は要望として強く申し上げたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） 塩屋橋は道幅が狭くて特に宮城からの入口は急カーブで危険な所であるわけです。そういうことで事故が多発していると思います。そういうことで橋の架け変えを国道に対して要望することは出来ませんか。

○ 村長（新城繁正君） 塩屋橋については何とか歩道でも拡張してくれんかと話をしてはいるわけですが、やはり向こうとしても事情があるようで、橋の架け変えも考えてはいるようですが何時やるということは所長でも今は申し上げられないということで、これにつきましても応急処置が出来なければやはり基本的な処置をやってもらう他はないんじゃないかと、これも含めて改めて直々に申し上げたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） これは急を要すると思います。宮城、塩屋、安根、上原、大宜味、大兼久の区長と一緒に国道側と折衝する意思があるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） いきなり大勢で押しかけても具体的な解決になるかということもございまして、取敢ず私が直々にお会いしてから、これはけんか腰というわけにもいきませんので私は明日でも所長に会って今のようなことを考えて下さいというような手続きを採りたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時17分）

再 開（午後2時32分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 11番（山川正行君） 財政問題、各種団体の協力、或いはそれなりのメリットがあるのかどうかという諸々のことについて大変関心がある者でございます。先程の答弁の中で前の長が誘致を働きかけた、そしてそれを引き継いだということをおっしゃっておられました。その当時関連付帯事業として国民宿舎、或いは水上スポーツセンターを県営で造れという要請も同時にやったということを知っていますが、その点についてどうなっていますか。

○ 村長（新城繁正君） 水上スポーツセンターは誘致するのと併行して前の村長の頭の中にはあるいはそういうことは整っていたのかもわかりませんが、ただ水上スポーツセンターが具体的に出てまいりましたのは、塩屋湾は景勝地でありそこを何とか活かす方法はないかと、これは村自体でもかねてから歴史があるようでございます。観光委員会などでも議論がされたようです。たまたまそういう時期に水上スポーツセンター構想を打ち出して、これは県営でやってくれという要望がこの中にあるわけです。それを含めて国民宿舎も出ていたわけですが、これも一環として考えておられたと思うんですが、我々としても当然、どうい

形にするかはこれからですが景勝の地があるので推進する必要があるのではないかとということで、現在局に要望事項の大きな項目として上げています。

○ 11番（山川正行君） 長から決議のお願いが来ているわけですが、この決議をどのように判断したらいいか迷っているところです。従って判断資料としてお尋ねしているわけですが、付帯事業については県との折衝になると思いますが、感触としてはどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 我々が計画をして事業を進めていく段階におきましては関連する機関については十分連絡調整しませんと、スポーツセンターを造るならどういう形でやるのかという計画も早く作らなければいかんと、それを持って投げかけませんと折衝が弱くなるということも考えておりますので、これから具体的に取組んでいくということでございます。

○ 11番（山川正行君） 国民宿舎や水上スポーツセンターの外に漕艇競技と併行して進めている事業はおありですか。

○ 村長（新城繁正君） 今のところ4号線、9号線の改修は当然これと関連して要請しなければいかんだろうと思います。跡利用についても日本漕艇協会の強化訓練場所としてでも出来ればと、一応日艇の方にもそういうことは要求としていたしたいと考えております。今のところ私共の部内での話し合いはそういうところで、これから具体的にどうするかということについては各階層からご意見を拝聴して対処していきたいと思っております。

○ 9番（平良 実君） この事業が始まって大分なりますので成果が上がったことだと思いますので、次の点についてお伺いします。実施期間は今年で完了するのか。当初計画された面積に対して実施済みの面積。事業実施前と実施後の作目の比較対象結果がお分かりでしたらお伺いしたいと思います。

○ 経済課長（平良 晋君） この事業は土壌の改良によりまして生産向上を図るために53年より5か年間行なってまいりました。

面積につきましては、さとうきびが計画面積90haに対して53.8haが実施済みで60%の達成率です。みかんは計画面積40haに対して36.5haが実施済みで91%の達成率です。花、野菜につきましては計画面積33haに対して10.1haが実施済みで31%の達成率です。全体におきましては計画面積163haに対して100.4ha実施されておりまして64%の達成率になっています。

改良剤の導入による土壌の改良につきましても毎年実施している土壌検診の結果を見ますと、さとうきびではPH4.3がPH5に花、野菜がPH4.5がPH5.7にみかんがPH4.3が5.1にそれぞれ調整されています。PHの上昇効果が表われてきています。

又、単収におきましてもさとうきびにおきましては夏植えて6.6トンから7トンの単収でありましたが津波の潟原におきましては12トンの実績、江洲原では10トンとすばらしい実績

を上げています。

又、田港地区土地改良地区におきましては春植えで村の平均4.5トンの単収が8トンの実績を上げています。しかし、花、野菜等につきましては土壌は改良されていますが天候や栽培技術に左右されるために単収アップにつきましては伸び悩んでいる状況でして、今後は土壌条件の整備と併せまして栽培技術の高揚を農協及び普及所と連絡を密にしまして努力していかなければいけないと思っています。

そういうことから土づくりを推進していく上からも58年度以降5年間実施されます新地域農業生産総合振興対策事業についても実施する方向で検討していきたいと思っています。

○ 9番（平良 実君） 今後も引き続きやる計画があるということですが、このような成果表をチラシにでもして農家に配布するお考えはないかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 実績として十分の成果があったということですし、又、引き続きこれからも対応していくわけですが、それについて担当課で対応出来れば広報みたいにして農家に流してみたいと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 謝名城の漁夫から前に要請が出ていると思いますが、漁夫としては何時頃出来るのかと関心を持っているわけですが長としてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） これも前からの懸案事項でございまして、どういう事業でやった方がいいのかということで補助事業等いろいろ考えたわけですが、補助事業に乗せることが難しいようでもございましたので、これも水とのかかわりで一応現場も確かめて積算も出来ているわけですが、これも最終的な調整までに至ってないということで延びているということで、前の村長から引継ぎの中で59年度でやりたいと考えていたわけですが、それが59年度で出来るかどうかは今確答できませんが、当面は今のところ59年度で要求しているということです。

○ 8番（平良蔵健君） 一番困っているのは干潟の場合に舟の出入りが出来ないわけです。それで生活にも大きな支障を来しているわけですが、1日も早くその対策を考えてもらいたいと思うわけですがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに私もそこを何回か見ているわけですが、村といたしましては今のところそれに対応するというので掘り起しという準備はされるわけですが、基本的にはそれでは十分ではありませんので、これは組合との懇談会でも出ておりますので、それで我々としてはそういう実状を理解しておりますので、その実現が早いよう努力せんといかんと考えています。

○ 8番（平良蔵健君） 特に田嘉里川から取水した場合には余計弊害が来るのではないかと、これは何時やるという時期の方向付けで実施してもらいたいと思いますが、その点につ

いてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） これは舟揚場だけ切り離してということでは出来ないわけで、総合的な対応ということになりますので時間がかかるだろうと思います。ですから我々としては実状も十分分かっているつもりでございますので、1日でも出入りが出来ないということがないように河口をさらって便宜を図ろうという意味の予算も一応は措置されているということです。

○ 4番（知念亀次郎君） 定住促進事業で2億5千万円の予算で事業をされるわけですが、農業関係にだけ全部つぎ込まれて水産業に対しては全然見られません、当局の不公平が村民から表われるのが心配されるので村長のお考えをお伺いいたします。

○ 村長（新城繁正君） この計画は既に認定をされておりましてこれから変更することは県や国が許さないと思います。これから水産構造改善事業等補助事業を十分検討しまして支部との調整も図りながら水産業も進歩していかなければいかんのではないかと考えているわけです。

○ 5番（宮城長雄君） 屋古の中央にある排水溝は未整備で人家よりの排水が溜り非衛生的で早急に整備が必要と思いますが、村長はどう思いますか。

○ 村長（新城繁正君） これはモデルでは計画されてない場所とと思っているわけですが、見直しが出来ればモデルで出来るわけですが、そういう制度的なものが整備出来ないために実行出来ないわけですが、実状を把握してモデル担当課と調整して検討を重ねてまいりたいと思います。

○ 5番（宮城長雄君） 私は当然モデル事業に入っていたかと思っていたわけですが、これは早急にしなければいけないと思いますが、その必要性についてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 見直しがきかないということでありますれば、そこは集落の要所でもありますのでそれなりの対応を考えなければいけないと思います。それについては区長とも一緒になって対応してまいりたいと思います。

○ 5番（宮城長雄君） 早急にやる考えはありますか。

○ 村長（新城繁正君） 地域の実状を勘案した上で伝染病の発生等に支障があるということになりますればそれなりの対応を考えなければいけません、又、財政的に或いはご希望には応えられないかも知れませんが、とにかく努めて緊急度を勘案してやらなければいかんのではないかと、予算がないということでは困りますので現地を確認した上でどの程度のことに対応したらいいのか、そういうことについてこれから具体的に検討していきたいと思えます。

○ 1番（平良森雄君） 現在、バス路線から離れて遠くから通勤している職員が通勤手当

の支給を受けられないと、私の解釈では当然そういう方も受けられるのではないかと思います。が、当局のご見解をお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに職員給与に関する条例第13条の2の2項では受けられると解します。

○ 1番（平良森雄君） 江洲から中学校に通っている職員ですが、この人は以前はもらっていたけどもらってないということですが、これは何の根拠によるものなのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） この問題について私も最近分かったわけですが、私は通勤手当をもらっていたらと思うわけですが、これは職員団体と通勤手当の交渉の時にバス賃相当額という約束がございまして、バス賃相当額とはどういうことかということになりました時にバス路線の区間だという約束があったようでして、江洲につきましてはバス路線がないということからカットされたということを知っています。

○ 1番（平良森雄君） 条例からすると当然支給すべきと思いますが、支給する考えはありますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 条例の解釈から支給しなければいかんということになりますので、私からは支給すべきだと解しています。

○ 1番（平良森雄君） ぜひ支給するように村長この件いかがでしょう。

○ 村長（新城繁正君） これは大変難かしい問題もあります。今の見解とは一緒ですが、制度的に通勤手当そのものが位置付けがバス路線のない所は殆んど考えられてないんですね。それで不合理があるわけです。その辺は給与条例、旅費条例をもう一度洗い直して研究してみても職員は公平に恩恵に浴さなければいけないし、それが正しいということでありましたら当然支給するというのでやらなければいけないと思いますが、それは条例の精神を十分見極めながら対応すべき問題であろうと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時17分）

再 開（午後3時53分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後3時54分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第19号) 昭和58年4月5日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年4月5日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年4月5日 午後4時45分)

2. 出席議員 (11名)

1番議員 平 良 森 雄 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 金 城 隆 好 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
9番議員 平 良 実 君	

3. 欠席議員 (3名)

3番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
6番議員 平 良 俊 政 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第19号）

日程第1 昭和57年陳情第5号 名護商業高等学校体育館付帯設備建設に関する助成について

日程第2 昭和57年陳情第6号 昭和58年度村遺族会に対する村の補助金増額について

日程第3 陳情第1号 体育館（講堂部分）の電気照明設備、備品等の整備に関する財政援助について

日程第4 会期の延長について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 昭和57年陳情第5号から 日程第3 陳情第1号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時44分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

この際会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長の件を日程に追加されました。

日程第4 会期の延長の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は4月5日までと議決されていますが、議事の都合により会期を4月8日まで3日間延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は4月8日まで3日間延長することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時45分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第20号) 昭和58年4月6日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年4月6日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年4月6日 午後4時47分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 平 良 蔵 健 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第20号）

- 日程第1 陳情第2号 電電公社（分離、分割、民営化新規参入）に反対する決議の要請
- 日程第2 陳情第3号 軍事機密保護法（スパイ防止法）制定反対に関する陳情書の要請について
- 日程第3 陳情第6号 優生保護法改悪に反対する要請について
- 日程第4 陳情第8号 優生保護法「改正」に反対する要請
- 日程第5 陳情第9号 優生保護法一部改正に反対する要請
- 日程第6 陳情第13号 優生保護法「改正」に反対する要請
- 日程第7 陳情第4号 優生保護法改正に関する陳情
- 日程第8 陳情第5号 優生保護法の改正に関する陳情
- 日程第9 陳情第14号 優生保護法改正の為の要請
- 日程第10 陳情第15号 優生保護法改正に関しての要請
- 日程第11 陳情第16号 優生保護法改正に関する要請
- 日程第12 陳情第17号 優生保護法改正に関しての要請
- 日程第13 陳情第18号 優生保護法改正に関する要請
- 日程第14 陳情第19号 優生保護法改正の要請
- 日程第15 陳情第20号 優生保護法改正に関する要請
- 日程第16 決議案第1号 電電公社の民営化に反対する決議
- 日程第17 決議案第2号 「軍事機密保護法」（スパイ防止法）制定に反対する決議
- 日程第18 決議案第3号 優生保護法改正に反対する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第2号から日程第15 陳情第20号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時36分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

陳情第2号から陳情第20号まで質疑討論を省略いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号から陳情第20号までの質疑討論は省略されました。

これより陳情第2号の採決に入ります。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

これより陳情第3号について採決に入ります。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

これより陳情第6号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第13号まで一括して採決に入ります。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、陳情第6号、陳情第8号、陳情第9号及び陳情第13号は採択されました。

これより陳情第4号、陳情第5号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号、
陳情第18号、陳情第19号及び陳情第20号の採決に入ります。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

賛成者なしであります。

よって、陳情第4号、陳情第5号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号及び陳情第20号は不採択と決しました。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時41分）

再 開（午後4時42分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により決議案第1号、決議案第2号、及び決議案第3号が提出されています。

この際本決議案3件を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案3件は日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第16 決議案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第1号 電電公社の民営化に反対する決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 決議案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第2号 「軍事機密保護法」(スパイ防止法) 制定に反対する決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 決議案第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第3号 優生保護法改正に反対する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時45分)

再 開 (午後4時46分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後4時47分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第21号) 昭和58年4月7日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年4月7日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年4月7日 午後4時36分)

2. 出席議員 (13名)

2番議員	金城隆好君	9番議員	平良実君
3番議員	宮城功光君	10番議員	崎山喜弘君
4番議員	知念亀次郎君	11番議員	山川正行君
5番議員	宮城長雄君	12番議員	前田貞四郎君
6番議員	平良俊政君	13番議員	松島重克君
7番議員	宮里盛順君	14番議員	玉城一昌君
8番議員	平良蔵健君		

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 平良森雄君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第21号）

日程第1 請願第1号 国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請けに反対し、医療従事職員の大幅増員を求める請願書

日程第2 意見案第1号 国立病院、療養所の充実強化に関する意見書

日程第3 決議案第4号 中規模保養基地の建設誘致に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 請願第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本請願については会議規則第87条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本請願については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時32分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本請願については質疑討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより請願第1号 国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請
けに反対し、医療従事職員の大幅増員を求める請願書について採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

只今全員発議により意見案第1号が提出されていますので、この際これを日程に追加いた
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は日程に追加されました。

日程第2 意見案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第1号 国立病院、療養所の充実強化に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により決議案第4号が提出されていますので、この際これを日程に追加いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第4号は日程に追加されました。

日程第3 決議案第4号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第4号 中規模保養基地の建設誘致に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後4時36分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第22号) 昭和58年4月8日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和58年4月8日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年4月8日 午後5時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第22号）

- 日程第1 議案第24号 指定金融機関の指定について
- 日程第2 議案第29号 津波地区簡易水道工事（第一工区）請負契約の変更について
- 日程第3 議案第30号 津波地区簡易水道工事（第二工区）請負契約の変更について
- 日程第4 議案第31号 津波地区簡易水道工事（第四工区）請負契約の変更について
- 日程第5 昭和57年陳情第5号 名護商業高等学校体育館付帯設備建設に関する助成について
- 日程第6 昭和57年陳情第6号 昭和58年度村遺族会に対する村の補助金増額について
- 日程第7 昭和57年陳情第7号 在日韓国人の権益に関する要望書
- 日程第8 昭和57年陳情第8号 津波山の採土場に関する陳情書
- 日程第9 陳情第1号 体育館（講堂部分）の電気照明設備、備品等の整備に関する援助について
- 日程第10 陳情第7号 人事院勧告凍結撤回決議意見書採択について
- 日程第11 陳情第10号 米兵の犯罪に関する決議方についての陳情
- 日程第12 陳情第11号 政治倫理の確立と田中角栄の辞職に関する決議方についての陳情
- 日程第13 議案第34号 公有水面埋立について
- 日程第14 決議案第5号 地方自治法第100条の規定による事務の調査をなすための特別委員会を設置する決議
- 日程第15 意見案第2号 予算の調製並びに議案送付に関する意見書
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から日程第12 陳情第11号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時58分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により決議案第5号が提出されています。
この際これを日程に追加し先議いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し先議することに決しました。

日程第14 決議案第5号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第5号 地方自治法第100条の規定による事務の調査をなすための特別委員会を設置する決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昭和57年陳情第8号 津波山の採土場に関する陳情書は只今議決になりました村有財産管理に関する調査特別委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 59 分）

再 開（午後 4 時 57 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第13 議案第34号を議題といたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により意見案第2号が提出されています。

この際これを日程に追加し、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し先議することに決しました。

日程第15 意見案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第2号 予算の調製並びに議案送付に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程追加についておはかりいたします。

委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し先議することに決しました。

日程第16 委員会の継続調査の件を議題といたします。

村有財産管理に関する調査特別委員会委員長から目下委員会において調査中の事件につき、

会議規則第71条の規定によりお手元に配布いたしました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長からの申し出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することに決しました。

これにて昭和58年第4回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後5時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (6 番) 平 良 俊 政

署名議員 (7 番) 宮 里 盛 順